

第2回資源管理方針に関する検討会
(マダラ北海道太平洋・マダラ北海道日本海)

議事速記録

日 時：令和6年3月15日（金）午前10時開会
場 所：札幌第1合同庁舎2階 講堂

資源管理方針に関する検討会
(マダラ北海道太平洋・マダラ北海道日本海)

第2回

日時：令和6年3月15日（金）

10：00～15：05

場所：札幌第1合同庁舎2階 講堂

議事次第

1. 開 会

2. 主催者挨拶

3. 議 事

（1）第1回検討会の指摘事項について 《水産庁、(国研)水産研究・教育機構》

（2）漁獲シナリオ等の検討について 《水産庁》

（3）その他

4. 閉 会

１．開　　会

○小濱課長　定刻となりましたので、ただいまから第２回資源管理方針に関する検討会（マダラ北海道太平洋・マダラ北海道日本海）を開催いたします。

私は、水産庁北海道漁業調整事務所の資源課長の小濱と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、会場にも多くの方にお越しいただいておりますが、Webexを通じたウェブ参加の方も多数いらっしゃいますので、技術的なトラブルが生じるかもしれませんが、精いっぱい対応いたしますので、スムーズな議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、この関係で会場の皆様にはお願いですが、発言の内容がウェブ参加の方にも伝わるように、係の者がマイクをお持ちしますので、必ずマイクを通じてご発言いただくようお願いいたします。

ウェブで参加されている皆様には事前にメールで留意事項をお知らせしておりますが、発言を希望される場合には、Webexの手を挙げる機能またはチャット機能を使って発言を希望する旨をお知らせください。こちらから指名させていただきます。

また、発言されていない方は、画像や音声はミュートにさせていただくようお願いいたします。

また、会場を利用する上で３点お願いがございます。

まず、会場内での飲食は可能ですが、ごみは必ずお持ち帰りいただくようお願いいたします。

２点目に、この合同庁舎の敷地内は全面禁煙となっておりますので、ご注意ください。

最後に３点目としまして、共有部での立ち話や携帯電話のご利用など、ほかのお客様のご迷惑にならないようご配慮いただくようお願いいたします。

それでは、皆様のお手元の資料の確認をお願いいたします。

資料１の議事次第から参考資料４－２「マダラ北海道日本海資源評価結果」まで、１２種類の資料を封筒に入れてお配りしております。

不足等ありましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

本検討会の配付資料、本日の議事の概要については、後日、水産庁のホームページ上に掲載させていただくこととしておりますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影は冒頭の水産庁の挨拶までとさ

させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、主催者側の出席者を紹介させていただきます。

まず、水産庁北海道漁業調整事務所所長の内山でございます。

○内山所長 内山でございます。よろしくお願いいたします。

○小濱課長 続きまして、水産庁資源管理推進室長の永田でございます。

○永田室長 永田です。よろしくお願いいたします。

○小濱課長 続きまして、水産研究・教育機構水産資源研究所水産資源研究センターから上田底魚資源部副部長でございます。

○上田副部長 上田です。よろしくお願いいたします。

○小濱課長 同じく、境底魚資源部グループ長でございます。

○境グループ長 境です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小濱課長 また、本日、水産研究・教育機構水産資源研究センター川端部長をはじめ、専門とする方々にウェブでも多数ご出席いただいております。

2. 主催者挨拶

○小濱課長 それでは、開会に当たりまして、内山から一言挨拶申し上げます。

○内山所長 皆さん、おはようございます。改めまして、北海道漁業調整事務所所長の内山でございます。

本日は、お忙しい中、ウェブも含めまして多数の方にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃より水産施策の円滑な推進に多数のご意見、ご理解、ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。

前回の会合においても触れましたが、現在、農林水産省を挙げて取り組んでおります水産施策の改革におきましては、我が国周辺水域の漁場や資源のポテンシャルに着目して、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を目指しております。

この中、ご案内のとおり、平成30年に漁業法を70年ぶりに大幅に改正し、令和2年12月に施行しております。

既に皆さんにもご承知だと思いますが、この改正の一番メインとなるところは資源管理でございます。科学的な資源評価に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量、いわゆる

MSYの達成を資源管理の目標として定め、その目標の達成に向け、数量管理、TAC管理を基本とする資源管理を行うこととされております。その一環として、TAC魚種の拡大に向けて皆様と議論を重ねているところです。

本日の議題でございますマダラ北海道太平洋及び日本海につきましても、我々としまでも皆さんと同様に重要な水産資源の一つと考えております。今年1月19日に第1回ステークホルダー会合を開催し、いろいろなご意見をいただいたところでございます。

今回は、前回のステークホルダー会合でいただいたご意見、ご指摘を踏まえ、今後の管理の方向性について、まずは水産庁と水産機構から説明させていただき、マダラの今後の資源管理について共通の認識が得られるよう議論を深めていきたいと考えております。

本日の会合では、皆さんと一緒に本資源をどのように管理していくかについてしっかり議論を行い、一人でも多くの方に理解を深めていただくことが重要と考えておりますので、不明な点、ご意見等ありましたら、遠慮なくご発言いただければと思います。

最後になりますが、この会合をマダラという資源が将来にわたって持続的に利用できる体制を構築する一つの糧とするとともに、今後の皆様の操業の安全を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○小濱課長 それでは、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影をここまでとさせていただくようお願いいたします。

ここからの議論については、進行役を設けることとし、内山所長にその役をお願いしたいと思います。

それでは、内山所長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○内山所長 では、引き続き、内山でございます。よろしくお願いいたします。

本題に入る前に、本検討会の進め方について説明させていただきます。

参考として、資料1の議事次第の議事3を併せて見ていただければと思います。

1月の第1回検討会同様、今回もマダラ北海道太平洋とマダラ北海道日本海、2つの資源について説明させていただきます。

まず、水産研究・教育機構と水産庁から第1回検討会でいただいた課題に対する説明をさせていただきます。プラス、今後の漁獲シナリオの検討について水産庁から説明させて

いただきたいと考えております。

補足になりますが、改めて申し上げます。我々としましては、この2つの資源につきまして令和6年7月からステップ1に入れたいか、まずはそれについて議論させていただかないかという考えで今回の会合をセットしております。ですので、先ほど申しました第1回検討会でいただいた課題のみならず、それに入るまでの論点について、まず今の段階で整理すべき事項、ステップ1に入ってから議論すべき事項、また、それをどういうふうに段階的に議論していくのか、今の時点でできるだけ具体的に整理したつもりです。

マダラの2つの資源について、よりよい資源管理に向けて皆様と議論を深めていきたいと思っておりますので、スケジュールありきと言われるところもあるかもしれませんが、そこは皆さんからご意見をいただければと思っております。

先に説明をさせていただいた後、個別に質疑応答の時間を設けたいと思います。その際、先ほど小濱から話がありましたが、挙手もしくはウェブで合図をいただければと思います。

また、今日は最大17時まで予定しておりますが、長時間となりますので、適宜休憩を取りながら進めたいと思っております。

以上、簡単ですが、今日の検討会の進め方でございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

最初に、水産研究・教育機構に資料4に従いまして資源評価の部分について説明をお願いし、引き続き水産庁から資料5に基づきまして説明したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○上田副部長 では、資料4-1、4-2、マダラの太平洋と日本海につきまして、まず水産研究・教育機構のほうから、資源評価部分の第1回ステークホルダー会合での指摘事項に関する回答ということで説明させていただきます。

まず、マダラ北海道太平洋の資源評価部分ですが、資料4-1の5ページから資源評価についてのご意見とその回答ということで書いてあります。まず、ここに書いてあることを読ませていただきます。

①として、過去の資源量指標と漁獲圧の関係性が分かるように説明してほしいというご意見をいただきました。

②として、北海道太平洋については2つの余剰生産モデルを採用しているが、研究者として現状ではどれが正しいと判断するのか。漁業者は、どのモデルを見ればよいのか分からず、不信感が強いというご意見をいただいております。

その回答を下に書いております。

最初の意見についての回答ですが、過去の資源量指標値と漁獲圧の年変化を見ると、その相対値は資源評価に採用した2つのモデル間でおおむね一致しております。資源量指標値では、主に2000年代半ば以降増加傾向が続いております。一方、この間の漁獲圧は緩やかに低下傾向でありまして、その後も漁獲圧は低い傾向が続いており、その結果、2000年代半ば以降の漁獲量の増加につながっているものと考えおります。

次の意見についての回答ですが、現時点では資源量指標値と漁獲圧の相対的な推移については2つのモデル間でおおむね一致しており、資源の動きについては正しく推定できていると判断しております。ただし、2つのモデルでMSY水準の位置関係にはやや違いが出ていることや、資源量の推定値がかなり大きな値となっている状況から、現状ではMSY水準の推定値を用いた1系ルールを用いるのは難しいと考えておりまして、2系を用いているところであります。

次のページにグラフがありますが、上が資源量指標値の相対値の経年変化、下が漁獲圧の1985年以降の経年変化を示しております。このグラフでは青い線しかほぼ見えませんが、実際には右下に凡例で示しておりますモデル1とモデル2、赤と青で描いてありまして、この2つで推定した資源量指標値や漁獲圧を重ねて示しております。このように、変化傾向はほぼ一致しています。しかしながら、それを絶対値で示そうとすると違いも生じるということで、ここでは相対値で変化を示しております。

MSY水準との関係を見ますと、例えば上の資源量指標値で見ますと、縦軸に0～2.5まで数字が書いてありますが、おおむね1.0のちょっと上ぐらいのところがMSY水準と見ていただければいいわけです。そうすると、資源量指標値は大体2000年代半ばぐらいまでMSY水準より下だったのですが、その後は増加していて、最近までMSY水準を上回る資源状態であるということが言えます。

下の漁獲圧も同様に見ますと、1.0のちょっと上ぐらいにMSY水準の漁獲圧という目安があるのですが、資源が少なかった1980年代～90年代は漁獲圧もMSY水準より高いということは、MSY水準よりも多く獲っていたということになるわけで、その結果、資源も少なめだった。しかしながら、2000年代に入って漁獲圧は大分下がっていて、漁獲圧の低い状況が2000年代半ば以降続いている。そういうこともあって、上のグラフの資源量指標値で見ると、資源量のほうもMSY水準を上回り、さらに増加して、今に至っています。

次のご意見ですが、本資源の分布域に漁獲量が急増している根室の前浜が含まれているが、沖底は操業していない海域であるため、沖底C P U Eには根室の前浜は含まれていないことを明示すべきというご意見です。

このご指摘を受けまして、漁区ごとのC P U Eを調べたところ、確かにご意見のとおり、根室の前浜、すなわち根室半島の太平洋側と理解しておりますが、その漁区においては近年は沖底は操業していないことを確認しております。

また、根室は漁獲量が急増している件ですが、2021年及び2022年の漁獲量の急増は主に沿岸漁業によるものですが、この急増は根室周辺だけではなく、釧路周辺や、襟裳岬を越えた日高のほうでも確認されております。

こちらは図を用意しておりますので、まずはC P U Eの図を投影お願いします。

こちらは細かい漁区の情報になり、今日は資料はお配りしておりませんので、スクリーンのほう、ウェブの方は画面を見ていただければと思います。

左側が2021年漁期、右側が2022年漁期の月ごとの漁区ごとのC P U Eを図にしたものです。C P U Eを図にしたということは、色がついているところでは操業されていたと見ることができます。根室前浜、根室半島の太平洋側を見ますと、このように根室の辺りには赤色の升目がいずれの月もないことを我々も確認しており、図を描けたので、今日はその情報を皆様にもお見せしたところであります。

ちなみに、一般的な話になりますが、沖底の場合、根室前浜は操業していないということですが、そうでない場合でも網の曳けない場所というのがあります。ですので、資源評価では、網を曳いている場所と曳いていない場所というのはいずれにありながら、全体として沖底のデータを使うことによって、北海道太平洋全体の資源状態を把握しているところとご理解いただければと思います。

次、お願いします。

こちらは、振興局別に年別の漁獲量の推移を示したものです。こちらはお配りした資料にも掲載されていますが、まず、根室が右下のピンク色の棒グラフで示したものです。確かに、最近2年すごく漁獲量が増えているのが見て取れると思います。

ほかの振興局も見ていきますと、例えば釧路でもこのように増えておりまして、十勝は、直近年は少し増えているのですが、これぐらいの増え方。もうちょっと西側に行きまして、日高につきましても最近2年はこのように増えている。さらに西に行きまして、胆振でも直近2年はこのようにすごく増えています。

このように、根室より西側の海域でも最近1年、2年は漁獲量が急増していることを確認しております。

次のご意見ですが、2系ルールによる資源評価は、調査海域や対象漁法も網羅されておらず、生息海域の曖昧さやモデルごとの資源量の差も大きく、不信感がある。

その次は、マダラとその他魚種の関係性を明らかにすることは困難とのことだが、マダラが何を捕食しているのか、海域や海流なども調べて、長期的な調査を行い関係者に説明すべきというご意見です。

まず、前者についての回答ですが、漁獲量については沿岸漁業、沖底ともに利用している一方、C P U Eについては現時点では沖底のみの利用となっております。その沖底C P U Eにつきましても、先ほどC P U Eの図でお示した根室前浜の例のように、操業していない海域の情報は含まれていないというのは、そのとおりであります。

一方で、マダラのみならずということになりますが、魚はある程度移動することから、例えば根室前浜から釧路沖に移動したマダラの資源状態というのは釧路沖のC P U Eに反映されますし、もっと西に移動すれば、広尾沖はじめ、そちらの海域のC P U Eにも反映されます。

このように資源評価では、魚が分布域の中である程度移動することを前提に分布域全体として評価しているものをご理解いただければと思います。

次の回答ですが、2つのモデルを今回用いておりますが、その資源量の差が大きいことについてはご指摘のとおりであります。したがって、現時点では資源量指標値や漁獲圧の絶対値ではなく相対値、その変化傾向を2系ルールによる評価に資する情報として示すことができていると考えております。

最後ですが、マダラとその他の魚種の関係性、すなわち種間関係の解明は、多大な時間を要する作業となります。現時点でお示しできる情報はまだないのですが、調査船調査で得られたマダラについて、一体何を捕食しているのか知見の蓄積を進めているところであります。時間のかかる研究だと思いますが、今後も継続して調査を進めてまいります。

次、お願いします。

太平洋のほうの最後のご意見です。今、資源状態はいいのですが、今後もし低い資源水準となった場合、一体どのような漁獲管理規則となるのかを示して、その漁獲管理規則が受け入れられるのか関係者の意見を聞くべきというご意見です。

漁獲管理規則の図としては前回から示していたのですが、数値的な部分までは詳しく示

していなかったので、今回はグラフと表で示しました。

左側が、これまでの資源量指標値の推移と目標水準、限界水準を併せて示したものです。こちらは前回お示ししたものであります。

右側は、漁獲管理規則に関する情報として、各年の漁獲管理規則に当てはめた場合のベースとなる漁獲量に掛ける係数がどれぐらいになるのか表にしたものです。左側の列に漁期年を2022年～2007年まで遡って示し、その右に、そのときの資源量指標値、資源量水準、ベースの漁獲量に掛ける係数を示しております。

2022年より前ですが、緑で塗ってあるところは目標水準より高かった時代でありまして、目標水準より高いとベースの漁獲量に掛ける係数は1を超えているということです。直近の2022年は最高値だったので、1.092という係数でありました。

2010年と2009年は、目標は下回っているのですが、限界水準は上回っているという状況。その前は、ベースの漁獲量に掛ける係数は約9割となっております。

2008年以前は限界水準を下回っておりましたので、2008年であれば0.859、2007年であれば0.848という係数でありました。

そして、極端な例として、1980年代まで遡って、資源量水準が20%まで下がった場合どういう係数になるか。表の一番下、(例えば)と書いたところですが、その場合はベースの漁獲量に掛ける係数は0.48、約半分になります。

どの程度低い資源水準になるかというのはありますけれども、現状から下がっていくと、これぐらいのベースの漁獲量に掛ける係数になるということでありまして。

補足情報ですけれど、今回この係数を細かく表でお示しましたが、実は、データが1年ずつ追加されるとこの係数は若干変わってまいりますので、目標水準は80%、限界水準は56%というのは変わりませんが、ベースの漁獲量に掛ける係数は若干は更新されるところとだけいただければと思います。

資源評価、北海道太平洋につきましては以上であります。

続きまして、資料4-2の資源評価に関するご意見とその回答についてご説明します。

資料4-2の5ページです。

先ほどの太平洋と同じご意見と回答がありますので、そこは省略いたします。

最初のご意見は、過去の資源量指標値と漁獲圧の関係性が分かるように説明してほしい。

次が、北海道日本海は4つのモデルがあるが、研究者として現状ではどれが正しいと判断するのか。漁業者は、どのモデルを見ればよいのか分からず、不信感が強いというご意

見です。

まず、最初のご意見についてです。ほぼ太平洋と同じような回答になりますが、過去の資源量指標値と漁獲圧の年変化を見ると、その相対値は資源評価に採用した4つのモデル間でおおむね一致しております。資源量指標値では、2014年漁期に過去最低水準まで減少した後に増加に転じ、2016～2019年漁期の急増を経て、現在も増加傾向にあると考えられます。漁獲圧のほうは、資源量が増加する2014年漁期から漁獲の強さが低下しており、現在も低い状況が続いていると考えられます。

次の回答ですが、現時点では資源量指標値と漁獲圧の相対的な推移は日本海では4つのモデル間でおおむね一致しており、資源の動きについては正しく推定できていると判断しております。ただし、日本海では生産力が最近高くなっているという仮定も置いており、その仮定の有無によってMSY水準と現状との関係、過去の推移との関係には違いがあることから、現状ではMSY水準の推定値を用いた1系資源のルールを用いるのは難しいと考えております。

次のページにグラフがあります。上が日本海の資源量指標値、下が漁獲圧の相対値の経年変化を示したものです。1985年以降示しておりますが、1985年～2010年を過ぎる頃までは、資源量指標値としては、緩やかな変動を伴いながら、やや減少傾向にありました。漁獲圧を見ますと、おおむね安定しているのですが、やや強めだったと考えております。

日本海側は、これは最近の動向だと思いますけれども、資源量指標値は2015年以降すごく高くなっており、漁獲圧はすごく低くなっています。ということは、1985年～2010年過ぎぐらいまでは漁獲圧がやや強めだったと思いますが、そういう中でも比較的緩やかな変動、割と安定していたような、割と資源レベルに合わせて獲られていた部分もあったかもしれませんが、最近すごく資源が増えているものですから、これを資源レベルに合わせて獲るところまでは漁獲圧もかけにくい今の状況ですので、資源量が増えてもそんなにたくさん獲れないので、漁獲の強さとしては最近すごく下がっている、そんなに獲れない状況であるというようなことがこちらで示されております。

次、お願いします。

次のご意見ですが、2系ルールによる資源評価は、調査海域や対象漁法も網羅されておらず、生息海域の曖昧さやモデルごとの資源量の差も大きく、不信感がある。

そして、マダラとその他魚種の関係性を明らかにすることは困難とのことだが、マダラ

が何を捕食しているのか、海域や海流などを調べ、長期的な調査を行い関係者に説明すべきということでもあります。

最初のご意見ですが、一般的な例えで回答しますが、漁獲量については沿岸漁業、沖底ともに使っておりますが、C P U Eは沖底のみの利用となっております。マダラのみならず、魚はある程度移動しますので、例えば沖底では操業できない沿岸域でのC P U Eの情報がなくても、沿岸域に分布していたマダラが沖合に移動して沖底に漁獲されることで沖底のC P U Eにその資源状態が反映されます。このように資源評価では、魚が分布域の中である程度移動することを前提に分布域全体として評価しているにご理解いただければと思います。

あと2つは太平洋と全く同じ回答になりましたので、省略いたします。

次のページ、お願いします。

低い資源水準となった場合、どのような漁獲管理規則となるのかを示し、その漁獲管理規則が受け入れられるのか、関係者の意見を聞くべきという意見です。

こちらは先ほどの太平洋と同じような回答となるのですが、ただ、目標水準を生産力が高いことを考慮して91%としておりますので、若干数字は変わってきます。

回答を読みますと、北海道日本海における2系の漁獲管理規則では、資源水準が限界水準である64%になるとベースの漁獲量に掛ける係数は0.74となります。さらに低い資源水準となった場合、ベースの漁獲量に掛ける係数がどのようになるかについては、下の表にお示ししております。

また、2017年以前のような生産力が低い状態における目標水準や限界水準及びベースの漁獲量に掛ける係数がどのようになるのかについても、これはあくまで一例ですが、次のページの図表でお示しいたします。

まず、このページの右側、漁獲管理規則の数値を示した表について簡単にご説明いたします。

先ほどの太平洋と表の見方は一緒ですが、2019年～2022年までは目標を上回っており、ベースの漁獲量に掛ける係数は1を超えています。

2018年は資源量水準が90%と目標をわずかに下回っており、ベースの漁獲量に掛ける係数は1を下回っています。

そして、限界水準を下回った2017年以前は、ベースの漁獲量に掛ける係数は非常に低くなっています。例えば2012年を見ると、資源量水準は35%、ベースの漁獲量に

掛ける係数は0.334、3分の1と非常に低くなっております。

次のページ、お願いします。

そこで、前回のステークホルダー会合では、限界を下回るような低い資源水準になると、それはもう生産力が高いとは言えないのではないかというようなことも検討して判断していかなければいけないのではないかという説明をさせていただきました。

ですので、これはあくまで一例ですが、以前の生産力が高くないと考えられている期間を漁獲管理規則に当てはめてみたらどのぐらいになるのか示しております。

左上のグラフで赤枠で囲っているのが、生産力が高くないと考えられる2016年漁期以前です。下のグラフは、2016年までの資源量指標値の変化と、それに当てはめた目標水準、限界水準を示しております。これを漁獲管理規則に当てはめると、80%と56%が目標水準と限界水準になります。

このようなことを基準にして右側の表でベースの漁獲量掛ける係数を見ると、緑のところは1を超え、黄色のところは1を下回る。そして、限界水準56%を下回るグレーのところは9割以下となる。このようなことも考えられるということです。

これにつきましては、今のところ漁獲量、資源量も高い状態が続いているように思いますが、今後もし下がるようなことがあれば、一体生産力はどうなっているのか、漁獲管理規則はどうすべきなのか研究機関で議論して、その結果を皆様にお示しすることになるのかと今のところイメージをしております。

これで、太平洋と日本海の資源評価に関するご意見と、その対応方法についての説明を終わらせていただきます。

○小濱課長 北海道漁業調整事務所の小濱でございます。

引き続きまして、資料4並びに資料5の資源評価以外の部分について私から説明させていただきます。

まず、本日この会合開催に当たりまして、北海道並びに青森県の関係する漁業者の皆様、研究者の皆様、行政機関の皆様に貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。できる限り分かりやすい説明に心がけますので、どうぞお付き合いいただくようお願い申し上げます。

本日、2つの資源について説明させていただきます。順番としては、まず北海道太平洋について説明いたしますが、先ほどの資源評価と同じように、日本海のほうでも同じ質問をいただいている部分につきましては、適宜その説明ぶりの簡素化を図っていきたいと考

えております。

資料としましては、資料４－１、４－２、資料５－１、５－２の４つを用いて、画面でも適宜共有しながら説明させていただきます。説明時間は、およそ４５分程度としたいと思っております。

それでは、資料４－１から説明させていただきます。

本年１月１９日に開催しました第１回資源管理方針に関する検討会において皆様から出された指摘事項、それに対する対応の方向をまとめた資料になります。

目次を御覧ください。

まず、「１．第１回資源管理方針に関する検討会（ＳＨ会合）での指摘事項」で整理された意見や論点についてです。具体的な内容は、１～２ページに記載しております。

なお、第１回の議事録につきましては既に水産庁のホームページにて公表しております。

２の意見や論点に関する対応の方向については、（１）漁獲等報告の収集について、（２）資源評価について、（３）資源管理について、大きく３つの項目に区分して、それぞれ対応の方向を記載しております。

それでは、まず（１）、「漁獲等報告の収集について」から説明いたします。

３ページ、お願いします。

上の囲みに、いただいた意見や論点を記載しております。下の囲みは、そのご意見や論点に対する方向になります。資料の構成としては、以降同じです。

①の、国が示した配分案では当初配分が少ないというのは、具体的には、ＴＡＣを２分の１にして、その過去３年間の平均シェア割りで各管理区分に配分する国が示した当初配分を指しておりますが、これだとすぐに当初配分が不足するおそれがあるため、リアルタイムで漁獲量を把握する必要があり、毎日管理するのは漁協職員の皆様の大きな負担となるため、負担とならない管理をお願いしたいという論点になります。

②は、漁協職員が減少する中、現在進めているデジタル化が完了する前にＴＡＣ報告の事務が増えることは大変な負担になる。どのように管理しようとしているのかという論点になります。

③は、漁獲報告を紙ベースで扱っている漁協についても考慮すべきという論点になります。

④は、期中にＴＡＣを追加する際に水産政策審議会への諮問・答申が必要となりますが、頻繁に追加する作業が生じる場合、現場がパンクすることを危惧するので、対応策を検討

すべきという論点になります。

これらに対する方向としては、下の３点になります。

①に関する対応としては、漁獲の積み上がりに応じて過去１０年間の漁獲実績を考慮し、２か月程度の余裕を持って追加配分を行うことを予定しております。この方法によれば、漁獲報告が配分数量に近づき短時日で漁獲量を把握する必要性は低くなると考えております。さらに、ステップアップの中で試行を行い、この方法について問題点を把握して、必要な改善を行っていきたいと考えております。

②と③に関する対応の方向ですが、本資源が漁獲される海域において、漁協等の販売システムから漁獲報告システムに電子的に水揚げデータの送付が可能となっており、ＴＡＣ報告の大幅な負担軽減が図られます。また、事務負担軽減に向け、都道府県や団体の声を踏まえ、国のシステムのさらなる改善に取り組んでまいります。

④に関する対応としては、配分については後で詳しく説明しますが、国の留保から各管理区分への追加配分については、配分ルールについて事前に承認を得ておくことで水産政策審議会への事後報告が可能になると想定しております。一方で、ＴＡＣ全体の数量を増やすことについては、ご指摘のとおり、水産政策審議会への諮問・答申が必要となります。それについては、実際そのタイミングで残っている漁期について過去の漁獲量を考慮して追加数量を決定する方法により、複数回の諮問・答申の手続が生じにくい運用を行いたいと考えておりますが、この点につきましても実際の漁獲の積み上がりを見ながらステップアップの中で試行して、この方法の問題点を把握し、必要な改善を行いたいと考えております。

現在もご協力いただいておりますが、このシステムを導入するためには個々の漁業者様の情報が必要になりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

次、４ページをお願いします。

これは第１回でもお示ししている内容なので、ここでは触れませんが、今の電子的な情報収集体制構築の取組のイメージです。今、正直なところＳＴＥＰ③まで至っておりますが、こういう形でワンストップでできるようにシステムの改修に取り組んでいきたいと考えております。

次に、１１ページを御覧ください。

ここからは、資源管理についてです。

まず、①ですが、資源評価がさらに高度になってから数量管理を始めるべきではないか

といった論点になります。

②は、水産庁に資源管理を押し付けられていると感じておられ、資源管理の必要性は漁業者も水産庁も一致している中で、なるべく浜との距離感が出ないように進めるべきといった論点となります。

こちらに対する方向性を下の囲みに記載しております。

まず、①の論点に対する方向ですが、先ほども説明がありましたけれども、本資源の資源評価は資源調査の結果に基づいて最新の科学的知見を踏まえるとともに、道総研さんなどの水産機構以外の研究機関にも参画・検討していただいた後公表されたもので、現時点で得られるデータによる最善のものであり、資源管理を行うために必要な情報はそろっていると考えております。

また、数量管理のルールは、多くの関係者の利害が絡む中で、短時間で合意を得るのはかなり難しいことであり、実際に共通した管理を行おうとしても、即座にその管理方法について合意を得ることや、合意を得た後、実際に管理の運用に速やかに着手するのは非常に難しい面があると考えております。このため、早い段階で資源管理の枠組みを決めて、実際にその管理の運用を始めることが重要であると考えておりまして、ほかの資源も使いながらではありますけれども、本日お集まりいただいている漁業関係者の皆様にとって非常に重要な資源であるからこそ、今ある選択肢の中でできる資源管理を進めていくことが必要だと考えております。

次に、②の論点に対する方向性ですが、資源管理の必要性というのは関係者統一の思いである中で、関係者が一丸となって資源管理に取り組むため、関係者のご理解を得た上で、告示になりますけれども、資源管理基本方針を決定する必要があると考えております。このためのプロセスとしては、通常のパブリックコメントだけでは関係者の方の声を聞くのに不十分ということもあり、法律によらないステークホルダー会合等を開催しております。また、ステップ1以降も関係者の声を聞かせていただいて、よりよい管理方法を検討していきたいと考えております。

12ページを御覧ください。

次は、論点が③と④、2つございます。

③として、ロシアとの漁業協力も厳しい中で、精度の悪い資源評価に基づいて規制をかけるとことは浜として納得できない。根室管内でも、羅臼ではスケトウダラはまたがり資源になっているが、スケトウダラとマダラで魚種が違うだけで片方はまたがりで区分

するというのは納得ができない。

④として、数量管理を急いでやろうとしているのは、ロシアがマダラのTAC管理を開始したことで、日本もそれについていかなければいけないという意識が働いているのではないかというご指摘です。

こちらの論点に対する方向としては、③については、TAC管理は資源評価が行われている系群ごとに行うのが基本となっておりますが、現状はマダラ北海道根室海峡の資源管理の議論は進んでいないというのはご指摘のとおりでございます。

④については、本資源が漁業関係者にとって重要な資源でありますことから、今ある選択肢の中で早い段階で資源管理の枠組みを決め、実際に管理の運用を始めることが重要であると考えております。さらに、国際的な動向にしっかり対応していく上でも本資源管理に取り組むことが必要であると考えております。

13ページを御覧ください。

こちらは、論点が⑤～⑧まで4点ございます。

⑤は配分方法についてになりますが、期中の追加配分を前提にした管理方法では、どの数値を目標に管理に取り組めばよいのかが曖昧である。

⑥として、配分案について、当初配分が先ほど説明したTACの2分の1と少ない中で、大量の漁獲が続いた場合に国の留保枠からの追加配分が間に合うのか不安である。

⑦として、配分方法について、道知事による一括管理を検討すべきというご意見。

⑧は、漁獲報告の箇所にも記載しておりますので再掲になりますけれども、期中の追加配分は水産政策審議会に諮るとのことだが、頻繁に追加する作業が発生すると現場がパンクすることを危惧するので、対応策を検討すべき。

これに対する方向を下の囲みに記載しております。

まず、⑤に対する方向としては、個々の漁業者の漁獲可能量については、各管理区分の中でどのように現場で配分されるかによりますけれども、この資源全体として見れば、資源管理の目標とすべき数値は、この後、資料5で説明する漁獲シナリオ（案）で示す漁獲可能量である令和6管理年度の例であれば、マダラ北海道太平洋の場合は2万3,700トンになります。

各管理区分への配分については、ステップ2で道県及び団体に目安数量をお示しする形になります。

論点⑥～⑧に対する方向としては、国の留保枠からの追加配分や期中の国の留保枠への

追加に対するご懸念については、TAC管理のステップアップにおいて、この後ご説明する配分案（参考３－１）を試行しながら、課題が見つければ改善していくことを考えております。

ステップ１の段階では、TAC報告の義務化並びにTAC報告状況の確認や情報収集体制の確立、魚種ごとの課題に対する取組の実施を行うこととしており、この間は国の一括管理となり、各管理区分への配分は行いません。ただ、その間も行政側でお示しする配分案を試行することが可能でありますので、ステップ２に入り道県等への目安数量の提示を待たずして、ステップ１の段階で国として試行することが可能と考えております。

また、ステップ２に入り道県等への配分を試行する段階でも、課題があれば、その対応策を検討してまいります。

知事一括管理のご意見もいただいておりますので、仮に知事一括で管理した場合のイメージ図を、この後ご説明する１５ページの参考３－２に示しております。

１４ページを御覧ください。

（参考３－１）TACの配分方法（案）についてです。

１月１９日の第１回ステークホルダー会合にご参加いただいた方には１度ご説明している内容にはなりますが、左のほうは現行の通常イメージです。

御覧いただきたいのは、右の配分試案の図です。こちらは、具体的な数字を入れたほうがイメージしやすいので、令和６管理年度の配分を行った場合の図になります。

太平洋の場合、当初のTACが２万３，７００トンになります。この図には具体的に書いておりませんが、青森県の現行水準が１，７００トン。２万３，７００トンから１，７００トンを差し引いた２万２，０００トンの半分である１万１，０００トンを国が留保枠として持ち、残りの１万１，０００トンを過去３年間の平均シェア割りで計算すると、大臣許可漁業に４，１００トン、北海道知事に６，９００トンという配分になります。それで不足する場合に、国の留保枠１万１，０００トンから各管理区分へ追加配分していくのが１段目の対応になります。

仮に国の留保枠が不足する場合、具体的には資料５で説明しますが、予期せぬ加入量の変動や他海域との資源の移出入等の事態が生じたと考えられ、当初の資源評価に反映することが難しいそれらの事象に対応するために、期中にTACを追加して、まず国の留保枠にその追加分を配分し、そこからさらに各管理区分へ配分をしていくというやり方になります。

国の留保枠から各管理区分への追加配分については、図の下の１の「（２）追加配分」に記載しておりますが、翌月の漁獲量を過去１０年間の最大値と仮定した際に不足する量を国の留保から追加配分する。

さらに、期中にＴＡＣを追加する方法、要は国の留保枠も足りなくなり、そこに追加する場合は、２の「ＴＡＣ数量の追加」に記載のとおり、国の留保がＴＡＣの１０％を割り込むと想定された場合、残漁期の漁獲量推定を上記１の（２）の仮定と同様の手法で計算し、その量をＴＡＣ数量に追加し留保枠を拡大する。そこから各管理区分へ配分するという方法になります。

国の留保枠から追加配分する場合、国の留保枠が不足してＴＡＣそのものを追加する場合、いずれの追加方法についてもあくまで行政のほうで手続を行うものであって、漁業者の皆様からは、ＴＡＣ報告をしていただく以外に何か特別な申請が必要だとか、そういったものではございません。このルールに沿って行政のほうで判断して、追加していくという方法になります。

次に、１５ページを御覧ください。

（参考３－２）ＴＡＣの配分方法（案）です。赤字で「知事一括管理の場合のイメージ」と書いていますが、ここで言う知事とは北海道知事のことで、北海道知事の一括管理について図示したものになります。

右側の図に記載のとおり、当初、青森県の現行水準、先ほど説明しました１，７００トンを除いた２万２，０００トン北海道知事に一括配分します。それで不足する場合には、期中にＴＡＣを追加します。その追加の理屈は、先ほどの各管理区分への配分と同じ理屈になります。その期中に追加したＴＡＣを、黄色の矢印のとおり追加配分していく。

先ほど申し上げましたが、青森県については、現行水準なので、取扱い先ほどの配分案と同じになります。

期中にＴＡＣを追加する方法は、２の「ＴＡＣ数量の追加」に記載のとおりで、漁獲量の推移を見ながらＴＡＣ数量に追加し、「各管理区分へ」と書いていますが、知事一括管理なので１個しかありませんけれども、追加配分をする。こちらあくまで行政の手続なので、漁業者の方にはＴＡＣ報告以外に何か追加の事務など発生するわけではございません。

１６ページを御覧ください。

こちらは論点としては最後になりますが、⑨として、混獲対策を推進する必要があり、期中の追加配分は事後的な対策であるため、新たな漁具や漁法の開発など混獲対策を進め

るべきというご意見になります。

これに対する方向としては、今後、時期や漁法、漁場による混獲状況の違いなど具体的なデータを踏まえ、混獲の程度が低くなる方法がないか、操業の工夫について漁業者の皆様と一緒に考えてまいります。

17ページを御覧ください。

こちらは、本資源の今後解決すべき課題について第1回ステークホルダー会合でいただいた論点を踏まえて整理したものになります。

項目を、①資源評価、②管理方法、③TAC報告の大きく3つに分けて、それぞれステークホルダー会合で確認する必要がある項目、ステップ1以降で確認・検討すべき事項に分けて記載しております。

まず、①の資源評価です。

確認する項目については、第1回ステークホルダー会合で示しましたが、矢印で記載のとおり、まず、この資源についてどの管理規則を採用するか、漁獲管理規則を決定する必要があります。その内容については資料5で説明いたしますが、この規則は資源管理基本方針という国の告示で定めることになります。

次に、ステップ1以降の確認・検討事項として、矢印に記載のとおり、毎年の資源評価を行い、その結果を公表していただきます。この資源評価結果に基づいて、先ほど説明がありましたけれども、目標管理基準値等について検証し、必要に応じて見直すことが必要と考えています。そのときの資源状況において、漁業経営にとってその基準値が妥当なものかどうか、漁業者の皆様を含めて議論していく必要があると考えております。

その下の緑色の矢印ですが、資源評価精度向上の取組については現在進行形で、研究機関の皆様に取り組んでいただいているところですが、こちらについては、論点にもありましたマダラの被食や捕食の関係性等も含めて継続した資源・生態調査を実施したいと思っております。

次に、②の管理方法です。

まず、ステークホルダー会合での確認項目ですが、一番上の矢印に記載の漁獲シナリオ、管理の対象範囲、管理期間については、同じく資料5で説明いたしますが、同様に資源管理基本方針で定めることになります。

その右側の矢印に記載のとおり、漁獲シナリオ、管理の対象範囲、管理期間については、一度決めたから変えないというわけではなくて、それをこのステップの中で試行・検証の

上、課題を把握し、必要に応じて見直し、資源管理基本方針を改正するというものになります。

左側の矢印に戻りまして、次に「予期せぬ加入量の変動等による漁獲可能量の追加」とあります。この中身は改めて資料５で説明しますが、こちらも資源管理基本方針に定める内容になります。

漁獲可能量を追加するためには水産政策審議会への諮問・答申を経る必要があるため、それらの事務手続を行政側で試行し、漁を止めるようなことが発生しないように、問題点を把握し、必要な改善を行うように考えております。

点線の下に桃色の矢印で記載の「配分案の検討」ですが、本日のステークホルダー会合において示した参考３－１、参考３－２、２つの案を検討し、右側の矢印に記載のとおり、ステップ１と２の間に配分方法を決定する。ステップ１、２は国一括管理という期間ですので、その間に検討した配分案に問題点などあれば、それを検証して、ステップ３に入る前に配分方法を皆さんの合意を得て決めるという形で進めていきたいと考えております。

最後に、③のＴＡＣ報告ですが、矢印に記載のとおり、現在進めているデジタル化を進展させるために何度も同じ漁獲情報を提出いただくことがないように、ワンスオンリーに向けたデータ利活用や収集体制の検討、体制構築。この資源に限らない項目になりますが、それを進めていきたいと考えております。

太平洋について、資料４－１は以上になります。

続きまして、資料４－２、マダラ北海道日本海の資料をご準備願います。

１月１９日に開催した第１回検討会でも本日と同様にマダラ北海道太平洋並びにマダラ北海道日本海を一緒に説明させていただき、同時にご質問、ご意見を頂戴したので、資料４－１と大部分が重複しております。その点を考慮して説明させていただきます。

まず、１ページを御覧ください。

構成は、先ほどの太平洋と同じです。（１）の漁獲等報告の収集について、①～④。（２）の資源評価については、先ほどあったので飛ばします。２ページになりますが、（３）の資源管理について①～⑧。このうち、（１）漁獲等報告の収集について、（３）資源管理についての２点は、太平洋と異なる点だけ抽出して説明させていただきます。

ページが飛びますが、１２ページを御覧ください。

論点の⑤、配分方法について、期中の追加配分を前提にした管理方法では、どの数値を目標に管理に取り組めばよいのかが曖昧であるというご指摘です。

太平洋でも同じご指摘をいただいておりますが、回答については、令和6管理年度の数量、いわゆるTACの数量が違うので、そこだけ触れさせていただきますが、日本海のほうは1万3,400トンと、太平洋と当然異なる数値になっております。

また、配分案についても一部異なりますので、そこも説明させていただきます。

13ページを御覧ください。

(参考3-1)の配分試案になります。

こちらは太平洋と異なって、青森県が入りませんので、北海道のみになります。ダイレクトにその点が異なるので、TACの1万3,400トンの部分が大臣許可区分と知事許可区分に分かれる形になります。ほかの細かなルールについては、先ほどの太平洋と同じですので省略しますが、分からないところがあれば、この後の質疑の時間にご質問等いただければと思います。

14ページを御覧ください。

道知事一括管理で配分した場合のイメージになりますが、こちらも同様に青森県が入りませんので、TACの1万3,400トンを全量北海道知事に配分します。

追加配分の方法については、先ほどの太平洋と全く同じになりますので、省略させていただきます。

足早でしたが、資料4-2は以上になります。

次に、資料5-1を御覧ください。画面も共有いたします。

マダラ北海道太平洋の漁獲シナリオ等の検討についてです。1月19日の第1回ステークホルダー会合で説明した資料とほぼ同じですが、今回初めてご出席いただいている方もおられるかと思うので、最初から説明させていただきます。加えて、第1回ステークホルダー会合から追加した点もありますので、その点も分かるように説明いたします。

資料4と同様に資料5についても太平洋と日本海で重複している部分が多々ございますので、その点は考慮して説明したいと思います。

では、1ページを御覧ください。

①の漁獲シナリオ(案)になります。

資源評価の詳細な説明は第1回ステークホルダー会合で行っており、参考資料のほうに最新の資源評価がついておりますので、そちらの説明は省略いたしますが、この資源評価に基づき研究機関から提案されている資源管理の目標及び漁獲管理規則に従った漁獲管理を採用したいと考えております。

その具体的な内容ですが、２０２４年漁期における生物学的漁獲可能量（ＡＢＣ）は、直近５年間（２０１８～２０２２年漁期）の平均漁獲量である２万１，７０６トンに直近漁期（２０２２年漁期）の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数１．０９２を乗じて算出した量が２万３，７００トンになることから、漁獲可能量（ＴＡＣ）は２万３，７００トンとしたいという提案になります。

２ページを御覧ください。

こちらは、②のＴＡＣ管理の対象範囲（案）です。「都道府県の範囲について」とありますが、右のほうに分布図がございます。青森県の陸奥湾から、上は北方四島まで広がる資源になっておりますので、都道府県単位でいえば北海道と青森県を対象とします。

また、大臣許可漁業である沖合底引き網漁業については、本資源の分布域と重なる操業水域の許可を有しており、本資源を利用する者を対象とさせていただきたいと思います。

一番下に米印で記載しておりますが、ロシアとの協定に基づく操業による漁獲はこの資源のＴＡＣ管理の対象から除くことを想定しております。

次に、３ページを御覧ください。

③の管理期間（案）になります。

こちらのグラフは、この資源を対象とする漁業による過去５年間、２０１８～２０２２年漁期の月別の平均漁獲量を示しております。見ていただければ分かりますとおり、特に１１月～翌年２月の冬場の漁獲量が多くなっており、この実態を踏まえて、漁獲量が多い盛漁期が管理期間の最初や終わりに当たらないように、夏頃からの管理が適当ではないかと考えております。

その結果、マダラ本州太平洋北部系群及びマダラ本州日本海北部系群と同様に７月～翌年６月を管理期間とすることを提案させていただきます。

次に、４ページを御覧ください。

④の予期せぬ加入量の変動等による漁獲可能量の追加（案）になります。こちらは、分かりづらいかもしれないので丁寧に説明いたします。

上から順番に読ませていただきます。

本資源は、現在の資源量の絶対値や漁獲が資源に与える影響（漁獲圧）が高い精度で得られておらず、２系ルールによる漁獲管理規則が提案されています。

本資源の場合、資源の分布の状況から、予期せぬ加入量の変動及び他海域との資源の移出入等が考えられ、これらの事態が生じた場合、２系ルールで計算されるＡＢＣにあらか

じめ反映するのが難しいため、特に資源が増加傾向にある場合、管理期間中に設定されたABCが資源に対して過小となる可能性があります。そのため、TAC数量を超過する漁獲が見込まれる場合、当該管理年度のTAC数量に追加を行う。管理手法のオプションとして、この方法を提案させていただきたいと考えております。

参考として、下に棒グラフをつけております。こちらは、2017～2021年漁期の漁獲量の比較になっております。青が直近5年の平均値、オレンジ色が直近5年の最大値ですが、この最大値というのは、直近5年の各月最大値を足し上げたマックス想定される漁獲量になります。灰色は、2021年漁期の漁獲量です。

グラフの一番右、6月を見ていただくと分かる通り、直近5年の平均値より2021年漁期の漁獲量のほうが7,400トンも多くなっており、この5年間だけ見ても漁獲量の変動の大きさが分かると思います。

5ページを御覧ください。

参考として、北海道（沿岸）、北海道（沖底）、青森県陸奥湾の漁獲量を月別に表したグラフになります。見ていただくと分かる通り、それぞれの地域で月別の漁獲量に若干差はありますが、漁獲量が大きく積み上がる時期が10月、11月頃から翌年2月、3月までという傾向は一緒で、先ほど説明した管理期間、7月～翌年6月というのは、この表を見ても適当ではないかと考えております。

次に、6ページを御覧ください。

今後のスケジュールについて（案）になります。こちらは、第1回ステークホルダー会合から追加された資料です。

まず、上段ですが、本日のステークホルダー会合を経て、ステップに入るという前提で説明いたしますが、本年4月～6月に資源管理基本方針の策定を行い、パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会の意見を聞いて決定するという、マダラ本州と同じような流れが想定されます。

次に、中段ですが、本年7月に、特定水産資源としてステップ1の管理を開始したいと考えております。管理期間は、先ほど提案した7月～翌年6月としたいと考えております。

下段ですが、特定水産資源としてステップ1に仮に入ったとして、令和7管理年度のTACを決める必要がありますが、来年2月～5月にTAC意見交換会を開催し、資料4-1の「マダラ北海道太平洋の今後の進め方」に記載したような個別の課題の状況、さらに、本日いただく追加の課題について意見交換する場として活用したいと考えております。

当然ですが、いきなりTAC意見交換会で個別の課題について初出しをして意見交換するのは現実的に難しいので、その前の段階として、個別の課題ごとに関係者が集まり、問題点を検証し、どう進めればいいのか議論する場が必要と考えておりますので、水産庁のほうでそういった場を設けたいと考えておりますが、それをどういうふうにつくっていくかというのをも併せて議論していきたいと考えております。

最後の資料になりますが、資料5-2を御覧ください。

マダラ北海道日本海の漁獲シナリオ等の検討についてです。構成は太平洋と同じですので、順番に説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

①の漁獲シナリオ（案）ですが、太平洋と同様に、研究機関から提案されている資源管理の目標及び漁獲管理規則に従った漁獲管理を採用したいと考えております。

具体的な数字としては、2024年漁期における生物学的漁獲可能量（ABC）は、直近5年間（2018～2022年漁期）の平均漁獲量である1万2,099トンに直近漁期（2022年漁期）の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数1.105を乗じて算出した1万3,400トンとしたいというシナリオになります。

次に、2ページを御覧ください。

②のTAC管理の対象範囲（案）ですが、この資源を利用しているのは北海道のみとなりますので、大臣許可漁業である沖合底引き網漁業については、本資源の分布域と重なる操業水域の許可を有し、本資源を利用する者を対象とする。あと、沿岸の方という形です。

次に、3ページを御覧ください。

③の管理期間（案）になります。

グラフで示しているとおり、過去5年平均の月別漁獲量を見ますと、11月頃から徐々に漁獲量が増えていき、翌年の1月～2月にかけて特に漁獲量が多くなっております。太平洋と同様に、盛漁期が管理の開始や終わりに当たらないようにするために、管理期間を7月～翌年6月とすることを提案したいと考えております。

次に、4ページを御覧ください。

④の予期せぬ加入量の変動等による漁獲可能量の追加（案）になります。

こちらも、マダラ北海道太平洋と全く同じです。置かれている状況、海域は違いますが、この資源の状況から、予期せぬ加入量の変動や他海域との資源の移出入等が考えられ、これらの事態が生じた場合、あらかじめ設定されているABCに反映するのは難しいので、

計算されたABCが過小と考えられる場合は期中にTACに追加できる管理手法を提案させていただきたいと考えております。

参考として下にグラフをつけておりますが、6月の部分を見ていただければ分かるとお
り、直近5年の平均値と2021年漁期の漁獲量だけ見ても2021年漁期の漁獲量のほ
うが1,600トンも多くなっており、この5年間で漁獲量が大きく増えているのが分か
るかと思います。

5ページを御覧ください。

参考として、漁獲量の月別推移になります。

北海道（沿岸）、北海道（沖底）の漁獲量を月別に表したのですが、見ていただければ分
かるとおり、それぞれの漁業で月別の漁獲量に当然差はありますけれども、漁獲量が大き
く積み上がる時期は1月～3月になりますので、先ほど提案した7月～翌年6月という管
理期間については、この漁業の実態としても特に支障はないと考えております。

最後に、6ページを御覧ください。

今後のスケジュールについて（案）になります。

先ほど太平洋で説明した内容と重複しますが、補足しますと、仮にステップ1に入った
として、最後にあるTAC意見交換会は日本海と太平洋、同じタイミングでするかもしれ
ません。ただ、例えばTACの期中の追加で水産政策審議会への諮問・答申といった手続
についてどういうふうに進めていくかというような話であれば、これは行政だけの話にな
るので、関係者も行政機関だけでいいと思いますが、それ以外の漁業者の方も入ってい
ただかなければいけないような課題については、それぞれ関係者も異なりますので、資源ご
とに臨機応変に議論の場を設けて対応させていただきたいと考えております。

長くなりましたが、資料4-1、4-2、資料5-1、5-2の説明は以上となります。

○内山所長 上田副部長、小濱課長、ありがとうございました。

それでは、資料4、資料5について質疑応答に入りたいと思いますが、全部一緒くたに
やってしまうと議論が発散しそうですので、進め方を決めさせていただきます。

時間的には、昼の12時をめどにしたいと思います。

資料的には、まず資料4から質疑応答をしたいと思うのですが、資料4の中でも、最後
のページにあった矢印の図を念頭に置きながら、参考3の配分案と、それ以外ということ
で分けたいと思います。

ですので、最初に、資料4の前回の課題や、それに対する回答部分に絞ってご質問いた

だければと思います。

繰り返しになりますが、ご意見、ご質問がある方は、会場におられる方は挙手を、ウェブで参加されている方は手を挙げる機能またはチャットでお知らせいただければと思います。

それでは、資料４－１、４－２について、ご意見、ご質問のある方はよろしくお願いいたします。

○参加者 基本的に、太平洋も日本海も圧倒的に資源が最近増えている要因の説明が全くないのです。申し訳ないですけど、日本海は生産力が上がっているというような説明になっていて、太平洋は太平洋でこれだけ増えている。漁獲量も下がっているのですが、我々が知りたい何でこんなに増えているのかということが今まで一回も出てきていない。

特に、先ほど根室の話もありましたが、資料４－１の８ページのグラフ、振興局別の数字が出ていますけれど、これ、左側のスケールを見ると全然違うのです。流れとしては増えているのだけれど、根室が圧倒的に増えている。数字を見ると、倍ぐらい増えている。千トン単位で変わっているわけです。それで、左側は百トン単位で書いてある。みんな同じように見えるけれど、太平洋を見ると、やっぱり根室がすごいのです。この辺の説明が全くない。

それで、何回も言うけれど、そこに沖底は行っていない。そのデータは沿岸の皆さんが取っているのだけれど、それを使わないからいいという判断が全く分からない。言わせてもらおうと、そこに尽きてしまう。その辺のふけさめが全然分からない中で、何で数量管理する必要があるのか。これは水産庁のほうになりますが、そこは全く説明がない。

資源評価の説明は何回も聞いていいのですけれど、これだけ漁獲努力量が下がって、資源はこれだけ増えていて、どうして増えているのかという説明がなくて、数量管理をやったら資源が回復しますなんていう話。配分の話はするなと言うからしないけれど、というのがずっと一貫して私の疑問なのです。

だから、最初の説明で、TACありき、７月からやりたいという所長のお話でしたが、とても無理ではないか。現場が納得するまでというのが我々の本心なのですが、そういうような操業をしていて、今の状況を見ると資源が増えているという、それが納得できる説明をしていただきたいというのが私の個人的な感想です。

○内山所長 まず、要因について何かこの場でコメントできるのかということと、そういう中で管理を進めることに対して水産庁は賛成かということ。

○上田副部長 まず、資源量が増えている要因ですけれども、これが今日お示しできる情報ということになります。環境の変動なども関係があるかもしれませんが、それがどれぐらい影響しているのかというところまでは今お示しできません。

ただ、分かることは、資料４－１の６ページ、下の漁獲圧のほうを見ると、１９９０年代は高かったのですが、その後はずっと低い状態が続いています。そして、ここに線は重ねてありませんが、MSY水準よりも低い漁獲圧だと考えられております。MSY水準より漁獲圧が低いと資源は増えるという関係にはあって、中長期的には２０００代半ば以降ずっと増えていた。

ですので、環境の影響もある程度あるかもしれませんが、人為的な影響というか、漁業のほうで船が減ったり、獲らなくなったりしているような状況で、長期的には漁獲圧との関係によって資源が増えているというところまではこの図からは言えると。環境などの要因については、現時点では詳細な材料はないというのはそのとおりでありますので、情報については今後収集してまいりたいと思います。

あと、振興局別の漁獲量で、確かに根室のスケールが大きいということは、グラフには書いてあるのを私がお説明せず、大変失礼いたしました。圧倒的に根室が多いのが太平洋側の特徴であります。しかしながら、スケールの小さい中であっても、日高でも胆振でも増えていたというつもりで説明しておりました。

以上です。

○内山所長 総花的な説明だと怒られるかもしれませんが、例えば資料４－１の１１ページのように、基本、資源管理は必要ということについては皆さんと共通です。どこをベースにするかということは、今いろんな数値的なご批判や不信感があると思います。ただ、その中で、今皆さんが取り組んでいる資源管理のベースというのはずっと生きているわけでありまして、それに対応した資源評価のスタートを設けていると。

追加配分の部分につきましては、あくまでも今回のような予期せぬ状況に応じる。それについては、先ほど言ったようになかなか要因が分からない中で、じゃあこれを獲らないのか、獲らせないのか。それは、冒頭ご説明しましたように、皆さんの経営が成り立っていくための手法としては相反することですので、そこをどう管理として盛り込むかということで、こういう柔軟な運用の形として提案しております。

これでよく資源管理ができるなというご批判かもしれませんが、まずは我々隗より始めたいというのが正直なところでございます。

繰り返しになりますが、今までの皆さんの資源管理をベースにTAC導入をこういう形でスタートをさせていただきたいと。ただ、幾つか課題は残ると思いますが、先ほど言ったステップの中、細かい事務的な部分进行处理しながら前に進めるのではないかとということで、冒頭お話したとおり、今年度のTAC導入に向けて具体的に中身を提示し、説明いたしました。

○参加者 重箱の隅をつつくようで、言わなかったのですが、資料4-1の6ページ、太平洋の資源水準と漁獲圧の相対値のところで、上田副部長はMSY水準より高い低いという話をされていて、1が、これMSYを表しているのか、相対的な基準化した値を示しているのか、どちらですか。私、基準化した値を示していると思っていたのですが。

○上田副部長 そのとおりでありまして、この縦軸は全期間の平均を1として基準化したもので、先ほど私も1より少し上の辺りにMSY水準がありますと言ったつもりです。この折れ線グラフはMSY水準を1として示したのではなくて、この全期間の平均を1として基準化した値と見ていただければと思います。

○参加者 ちょっとその部分を聞き逃していたので、申し訳なかったです。ありがとうございます。

○内山所長 ほかにいかがでしょうか。

○参加者 実は、今週の12日に水産政策審議会の資源管理分科会がございまして、委員の方からご発言がありました。やはりこの資源管理を進めるに当たっては、国としてしっかりと漁業者の理解と協力を得るという大義名分の下、評価の部分は納得できるまで研究機関や様々な部分での調査を充実させるという前提で進んでいるのですが、実はR6年度の資源管理の予算が減額をされているということもございまして、委員の方からも、言っていることとやっていることが逆行しているのではないかというお話もございました。

資源管理をしっかりとやるためには、国としての予算が前年にも増して充実することが前提だと思うのですが、この辺がやはり矛盾していると感じます。個別のことはまた後で質問させていただきたいと思うのですが、水産庁さんにはその辺のところを回答いただきたいということでございます。

正直言いまして、皆さんからも前回意見がたくさん出ていましたが、CPU Eだけ取っても沖底のデータしか入っていない。これだけで全ての資源評価が満足にできているとは到底思えませんので、ここについてご回答いただきたいと思います。

○永田室長 ご意見ありがとうございます。

私も資源管理分科会に当日出ておりまして、そのときの意見も直接伺っております。その際も水産庁から話をさせていただいたと思いますが、もちろん資源評価というのは資源管理を進めていく上で基になるものなので、非常に重要なものだとも考えております。

その上で、必要な予算の確保に努めておりますが、令和6年度の予算においては、何を優先し、資源管理以外のところも含めて予算をどのようにしていくかという中で、残念ながら、評価の予算が減額となっているというところであります。

ただ、そこは、限られた予算の中でも効率的に調査、評価等を進めていくことで精度向上にも努めてまいりますし、今後も必要な予算を確保できるように努めていきたいと思っております。

○内山所長 ほかにありますでしょうか。

○参加者 資料4-1、4-2の3ページ、漁獲等報告の収集についての前回の質問事項の中で、②と③について先ほど説明を受けましたけれども、2つ目の回答、これは回答になっていないと思うのです。

まず、この漁獲報告システムがいつから稼動するのか。これが1点目。

2点目、その間どういうふうに報告をするのか。

3点目、資源管理が今まで叫ばれているのに、なぜこのような事務の状況になっているのか。

この3点、質問したいと思います。

○内山所長 最初の、システムがいつから稼動するのかという質問は、国のシステムの部分についてですね。

それは、たしか現状の漁獲報告システムをそのままTACの形に変換できるシステムだとお聞きしておりまして、それを今構築している中で、令和6年度程度を目標にと理解しているところです。

2つ目、その間についてですね。これは、確かに前回いただいた宿題の一番キーになるところだと思います。今回の回答では十分でなかった点が多々あると思いますので、そこは引き続き中で検討を重ねていきたいと思っております。

最後の質問は、資源管理をせっかく導入する中で、事務的負担を増やす方向に行くのはなぜかということによろしいですか。

○参加者 いいえ。なぜ、システムが間に合わない状況の中で管理が進んでいるのかが分かりません。要するに、漁協職員の事務を全く考えていない。

それで、重箱の隅をつつくようですけれども、資料４－２の１６ページに書かれている「現場の負担感」、これが水産庁の感覚だと思うのです。負担なのです。それを感覚として捉えているのです。だから、デジタル化が進まないのではないかと思います。

それと、今、所長さんは令和６年度と言いましたが、私は、６年度にはできないという話を聞いているのです。

○内山所長 まず、最後のシステム導入時期については私の理解の不足があったかもしれませんが。資源管理の開始、ＴＡＣ導入の拡大とシステムの導入がリンクしないというところ、それは行政の進め方、テクニカルなところも含めて非常にご迷惑をかけているのではないかと感じております。

いずれにしても事務的負担については、ここで即答できるような検討には至っておりません。改めて、システム導入までの過渡期も含めて、こういった負担軽減措置が取れるのか検討する時間をいただきたいと思います。

ちょうど、水産庁のシステムの担当が参加しております。

研究指導課の渡部さんですね。もしコメントできるようでしたら、私のフォローをしていただければ非常に助かるのですが、いかがでしょうか。

○渡部係長 漁獲報告システムの稼動がいつからかということですが、国のシステムとしては既に令和３年度から稼動していきまして、早い県では令和４年度から使っていただいております。北海道においては、早い漁協さんでは令和５年度から既に使っていただいていると認識しております。

ほかに何か私が答えるべきことがあれば、お願いします。

○内山所長 まず、この場では事実関係、システム稼動の状況への回答ということで。メインの負担軽減の方法いかんというところはちょっと回答が困難かと思いますので、改めてさせていただければと思います。

ウェブでご参加の方、いかがでしょうか。

○参加者 先ほど上田副部長の説明の中で、漁獲圧が減っているから資源が増えたというような説明をされたかと思うのですが、この間そんなに漁獲圧が下がるような要因があったのか、ちょっと疑問に思っています。単純に、漁獲努力量自体は一定なのだけでも、何か分からないけれども資源が増えているから、相対的に漁獲圧が減ってきたというのが

日本海と太平洋の実情ではないかと思っていて、卵が先か、鶏が先か分からないのですが、漁獲圧が減ったから資源が増えたと考えてほんとうによろしいのでしょうか。ちょっとその確認をさせていただきたいと思います。

○上田副部長 きっと、両方あるのではないかと思います。船が減ったり、曳網回数が減って、それがMSY水準よりも低ければ資源は増えるという関係性もありますし、その他の要因、船の数や網を曳く回数が同じだとしても、漁獲圧というのは努力量イコールではなくて、資源の分布などによって獲れやすさが変わると、同じ努力量でも漁獲圧は変わるのです。

ですから、単純に努力量が少ないということだけではなく、マダラの獲れやすさとか分布。分布というのは海洋環境によっても変わるわけですが、努力量自体とマダラの獲れやすさによっても資源は変化するというような構造となっております。

○参加者 ありがとうございます。そしたら、この太平洋と日本海でそれぞれ漁獲圧が大きく減った理由は何だとお考えなのでしょう。

○上田副部長 今、手元の詳細な報告書を確認したところ、漁獲努力量ですね。沖底ですが、曳網回数という意味でも減っていて、2000年代以降はそれ以前に比べると低いところで割と推移している。このような状況は、先ほどお見せした漁獲圧の推移と比較的似ているとこちらは見ております。

したがって、漁獲圧が低いというのは、もちろん努力量以外の魚の獲れやすさの要因もあるかと思いますが、努力量との関係で見ると、漁獲圧が2000年代以降低い状態で推移しているのと、漁獲努力量、曳網回数が2000年代以降低いところで推移しているのは一致しているというところまでは今確認いたしましたので、お知らせいたします。

○参加者 ありがとうございます。

○内山所長 ほかにありますでしょうか。

○参加者 資源管理について、我々としては、やはり混獲対策というものがかなり必要だと思うし、実際に我々も沖で操業していると、マダラを目的とする漁業以外による混獲が多くなっている場合がある。そういうことがあるので、これは振興局とか、そういう人たちがきちっと精査してやっていただければと思います。

○内山所長 知事許可の管理については、引き続き道庁さんと連携しながら、整理していきたいと思います。

それでは、ご質問があるかもしれませんが、タイムスケジュール的な区切りとして、ちょうど12時を迎えましたので、午前の部はここまでとさせていただきます。

1時間の休憩ということで、13時からスタートさせていただければと思います。改めて、そこから質疑を開始したいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

[休 憩]

○内山所長 時間になりましたので、再開したいと思います。

まず、午前中の続きということで、質疑を続けさせていただきたいと思います。

資料4のうち、参考3以外の部分でご質問等ございましたらお願いします。

○参加者 午前中、資源が最近増加している要因についてご質問があつて、資源変動の要因について理解を深めるにはもう少し補足説明が必要だと思っています。

先ほど上田副部長から、全部努力量の変動で説明できるというようなお話があつたのですが、詳しい資源評価の報告書を見ると、ちょっと専門的な話になって申し訳ないのですが、特にプロダクションモデルの要因分析によると、特に資源が増加するときには、体重増加や、親魚量に基づいた加入によらない何かプロセスエラーというものが働いて資源が増えていると。このプロセスエラーというのは、もともといた資源ではなかなか説明できない要因で資源が増加する。その後その資源が居着いたか分からないのですが、その体重増加で増えていくという形になっているという理解でおります。

特に太平洋の最近2年などは、我々おとつい会議があつて、水産資源研究センターさんが持っているデータを見せてもらったのですが、急に増える要因となる加入も見当たらない。プロダクションモデルの要因分析でも、プロセスエラーで急激に増えているという説明ができるということで、やはりこれはもともとこの海域にいた資源ではなくて、突発的な来遊などがあつた。消去法的ですが、そういった解釈ができるのではないかと私は見えています。

以上です。

○内山所長 ありがとうございます。資源が増えた要因の補足ということで、さらに踏み込んだ説明を補足いただいたものと理解しております。

○上田副部長 今お話しいただいたとおりの部分があります。今日は、第1回の検討会でいただいたコメントへの回答ということで、最低限の回答しかしていなくて、大変失礼い

たしました。

努力量が少なくて資源が増えるというのは、構造としてはM S Y水準に対して漁獲圧が低いと資源が増える。私は、そういう基本的な構造の観点からお答えいたしました。実際にその資源の年々の変化という意味では、おっしゃったように、余剰生産モデルの中でも要因が分析されていて、その要因がプラスに働くと資源が増えるという構造になっています。

あと、漁業の面からいうと、第1回ステークホルダー会合では、日本海の場合は最近小さい銘柄の魚が非常に増えていて、その要因までは分からないのですが、小さい銘柄が多いということは加入が増えているのではないかと。そして、小さい銘柄が多い状態が続いているということは、加入が多い状態が続いているのではないかと。加入が多い状態が続いているということは、もちろん親が多くて加入が多くなるという部分もありますが、それ以上に環境の影響等ですごく資源にいいことが最近起こっていたのではないかと。それが続いているので、生産力の上昇が起きているという前提を組み込んでいます。

一方、太平洋のほうは、第1回では銘柄のことなど詳しく説明はしていなかったのですが、室蘭、釧路、特に釧路のほうの銘柄の組成など見ると、プロダクションモデルで資源が多く推定されている2010年辺りから小さい銘柄が増えてきているということは、やはり加入がよくなったと考えられる。その要因は何かというと、現時点では説明はしにくいわけですが、何らかの影響で資源によい状態、加入が多い状態が続いていると。

一方、努力量はそれに合わせて特段増やしたりはしていないので、その分でまさに余剰が多くなって資源が増えていたのだというところまでは今の資源評価の解析結果から言えると考えております。

以上です。

○内山所長 資源増加の要因について、少し理解が進んだのではないかと思います。上田副部長、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

○参加者 資料4-1の11ページを見ていただきたいのですが、指摘事項に対する回答の1番目に「資源管理を行うための条件は備えている」とあるのですが、ここについてお聞かせいただきたいと思います。

というのは、1月19日のときに私からも資源評価の精度の問題についていろいろ意見させていただいて、やっぱり生息海域がはっきりしないと、今回もそうですが、資源の

増減の要因が明確に示されていないと。

あと、資料４－２の７ページ、資源評価についての指摘事項に対する１つ目の回答のところに「漁獲量については沿岸漁業と沖底ともに全ての漁獲情報が網羅されています」と書いています。その根拠として、現時点では沿岸のみの利用となっているが、マダラはある程度移動する。だから、沖底では操業できない地域でも沿岸のデータは反映されるというようなことが書いてあるのですが、これはかなり乱暴な感じがして、資源評価の考え方としてどうなのかと考えています。

それで、前回も話しましたが、資源評価で不確実な要素はたくさんあるので、完璧なものを求めてはいないのですけれど、そもそも論としてどうなのか。前回、室長のほうからバランスを持って対応するというような話も伺っていたので、資源管理を行うための条件を改めて確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○永田室長　ご質問ありがとうございます。

評価については、前回も議論がありましたし、今日もご意見等いろいろいただいているので、精度向上が必要というのは当然認識しております。

しかし、そのような状況だから、それをベースに資源管理ができないとか、数量管理の根拠とするには全然精度が足りないということではなくて、精度向上に取り組む必要がある部分は確かにあるけれども、現在の資源評価をベースとして数量管理を始めることはできるだろうと判断しております。

ただ、その中で、午前中も説明しましたとおり、２系であるということもありますが、それだけでなく、域外からの流入などへの対応は必要だということです。今回提案しているものは、一定の追加とか、そういうことも考えていますが、青天井で獲り放題ということではなくて、この資源評価をベースとして資源管理をやっていくことで効果は期待できる。そうは言っても、今の評価だけでは対応し切れていない部分については、管理の面での対応を考えているということで、その運用も含めて全体としてまずこのような形で試して、改善していくということは必要だと思っていますが、スタートはできる状況にあると考えていますので、そのようにご理解いただければと思います。

○内山所長　ほかにございますでしょうか。

○参加者　資料４－２の８ページ、９ページの漁獲管理規則のところですが、今まで高水準のときの漁獲管理規則しか示されていないくて、しかも、どういうときにどれぐらい獲れるのかというのがイメージしにくかったので、こういった示し方をしていただいて、あり

がとうございます。

それで、8ページの生産量が高いときや低いときに当てはめると、2017年以前のような生産力の状態のときは過去5年平均の漁獲量のほぼ2割～3割しか獲れない。前の会議ではこれしか示されていなかったのも、これではタラ漁業が北海道では成り立たなくなるといった状態だと思ったのですが、9ページを見ると、そうではなくて、生産力が下がったら資源水準をある程度見直して、獲れるということを示していただいたと思います。要は、2017年以前のような生産力の状態でも7割か8割、低いと5割ぐらいにはなってしまうのですけれど、それは管理としては重要だと思うのです。

そのようなことを示していただいていたのですが、9ページの話は我々も初めて見せていただいた方針ですので、仮にという話だとは思っています。

何回も言いますが、マダラが特定水産資源になるというのは、北海道の漁業者の皆さんがかなり大きなハードルを越えるということだと思うので、厳しい管理はオーソライズされた管理規則だと。その後どうなるかというところは不確定のまま、皆さん、これでいいですか。後で、もっと真面目に考えたら違いましたということにならないように、ここはもう少しちゃんとオーソライズしたほうがいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○上田副部長 今ご発言いただいたとおりでありまして、資料4-2の9ページにつきましては、先ほど私も「例えば」というような言葉を付け加えてご説明いたしました。

こういうことをもしやるのであれば、生産力は下がったのではないかと議論が必要です。生産力が下がったので、どういう漁獲管理規則があるのかということについて研究機関で検討していくというようなイメージを持っておりますので、これはあくまで一例でありまして、下がったら自動的にこういう漁獲管理規則を行いますと言っているわけではございません。先ほどもそのように説明したつもりではあったのですが、これはあくまで仮定のイメージをお示ししたものであることは再度付け加えてさせていただきます。

以上です。

○永田室長 管理の方の話も補足します。上田副部長からもご説明いただいた9ページの図は、例えばという話でありますし、今回議論している目標、シナリオというものもまずはステップ1、2の間のものであって、ステップ3に入るに当たっては改めて目標、シナリオをどうするかという検討をしますし、ステップ3に入っても3年以内にレビューする。当然その後も、資源の状況が大きく変わったり、評価の方で大きな変更があれば、おおむ

ね5年ごとの定期的なタイミング以外でも見直しをする仕組みになっているので、今ここで何か決めて、ずっとそれに縛られるということではないというのは改めて申し上げておきたいと思います。

○内山所長 隙間を埋めるような、分かりやすさを促進させる質問、ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○参加者 管理についてですが、7月からスタートするとすれば、5月か6月の水産政策審議会にかけるような形になると思うのですが、その前にまだ議論するものがあると思うのです。

というのは、7月からスタートするわけですね。漁業の報告などのやり方を決めていく部分だけでもスケジュールが必要であって、スタートする段階においてもある程度のごことは決めておかなければ駄目ではないか。ある程度決めてスタートしていった中で確立していくのなら分かるのだけれども、ただ、乗っかりました、さあどうするのだと言っても、皆さん不安に思うだけだと思います。

もう一つは、予期せぬ加入量の変動によって、水産政策審議会にかけて追加するというのは分かるのですが、これも、どれだけ上げるのか。TACより上げるにしても、どういう条件だったら上がるのかというのもある程度水産庁で分かっているのであれば、皆さんに説明しないと、無限に獲らせてくれるのかというイメージを持っている方が相当いると思います。ですから、75%ルールがあるとか、いろいろなことを最初に皆さんで議論した中でスタートしなければ、混乱するのではないかと考えております。

そのことをある程度皆さんで把握した中で、いつの時期にこうなるのだということをもっとイメージをしてもらう。ステップワンに入るのだから、そのステップワンから決めましょうというスタンスではなくて、こういうふうになるから、その部分に関して1年かけてもっと細かく、精度をよくしていくのだと。

今のお話だと、ただ乗っかれば、ステップワンに入ったら、そこから始めますよというように聞こえますので、もう少し細かに皆さんと議論を重ねた中で、ステップワンに安心して乗っかっていきたいと考えております。

○小濱課長 ご質問ありがとうございます。北海道漁業調整事務所の小濱です。

今いただいたお話は、資料4-1、4-2の最後のページの今後の進め方、ここをもっと深掘りしてということだと思うのですが、例えば今進めているマダラ本州の資源につい

でも、ステップ1に今年の7月から入ろうとしている中で、当然その前の段階で、ステークホルダー会合という形ではないですけども、現場のほうで議論をし、課題を浮き彫りにして進めていくというやり方を取っておりまして、今ご指摘いただいたもっと議論すべきところも含めて課題を浮き彫りにしたいところがあります。

何もかも全てステップに入ってからやろうということも当然考えておりません。予期せぬ加入量については、今、日本海のほうでご質問いただいたので、例えば資料4-2の13ページ、参考3-1。私の先ほどの説明で分かりづらかった部分もあろうかと思うのですが、配分試案のところに今水産庁が考えている具体的な計算方法を書いております。個別の具体的な数字、TACの数量までは明示していませんが、表の下の文言、1の「TAC数量の設定」の(1)当初配分は、TACの2分の1を各管理区分に配分(過去3年間の平均シェア割り)、これは一般的な今のTAC魚種も同じですが、残余は留保にということで、算出した1万3,400トンの内訳は、大臣管理区分2,900トン、北海道沿岸の知事許可漁業が3,800トン、国の留保枠が半分の6,700トンという当初の形になります。

それで、どうやって国の留保から追加配分をするか。具体的なルールは、(2)追加配分のとおり、翌月の漁獲量を過去10年間の最大値。要は、ここ数年でどんどん漁獲量が増えているので、例えば今が1月で、2月~6月まで漁期が残っているとして、その翌月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定し、その漁獲があると見込んで、今配分しているTACで不足する分については国の留保から追加する。それは時期によっても違うでしょうし、具体的に何トンとここで申し上げられないのですが、要は残漁期分について今まで最大獲れたものを追加配分するという考え方になります。

2の「TAC数量の追加」ですが、追加配分したことによって留保がTAC全体の10%を割り込むと想定された場合、残漁期を踏まえて、過去10年間の最大値で漁獲が積み上がったとして何トン足りないか計算して、期中でTACに追加する。これが、今、国が具体的に考えているやり方です。簡単に言うと、まだまだ右肩上がりに漁獲量が増えて、過去10年間の最大値より多くなれば、留保枠が足りなくなる可能性はあるので、これをもっとカスタマイズしなければいけないかもしれない。そこは、考えております。

長くなりましたが、以上です。

○参加者 分かったような分からないようなあれですけど、ただ、これはステップ3までは同じ方法というか、この型でやるということなのでしょうか。

あと、3年後になると、今度は違反問題が出てくるわけで、その違反の関係などは1年、2年、3年はやらないでしょ。

○小濱課長 まず、このステップアップは、最短は確かに3年なのですけども、ちゃんとクリアしていかなければ3年で終わらないかもしれないという前提ありきで話しますが、ステップアップの期間中だけこのやり方をするということではないです。

というのは、先ほどご指摘があったとおり、この評価とは別に、この資源自体の特性として他海域からの移出入といった部分について3年で解消するとか、そういう話ではないので、先ほど永田から話があったように青天井でTACを追加するわけではないですが、評価で見込めない移入のようなものを補填するための管理の柔軟な対応として予期せぬ加入量の追加というやり方を提案させていただいています。

このやり方自体は、ステップアップの中で、もう卒業だねという話ではなくて、皆さんから要らないという話がない限りは当然残すと思いますし、第1回ステークホルダー会合でありましたけれども、例えばロシアに面しているような海域ともっと評価の情報交換などができて、資源評価の精度向上が図れたとしても、マダラの動きを止められるわけではないので、必要であれば、このやり方自体はそのまま残すべきだと思います。

罰則の話については、厳密には、ステップ1、2の特定水産資源として故意にTAC報告をしなければ、その時点で罰則はかかりますけれども、TACの追加などが間に合わなくて、事務の不手際で結果として超えてしまった場合はTAC報告違反にはならない。そういうことをクリアできるように、ステップ1、2の中で体制をつくっていく。それは、一つの課題だと考えております。

○内山所長 ほかにございませんか。

○参加者 午前中の話もちっと関係するのですが、被食・捕食の関係からすれば、まだ分からない部分もたくさんあるということで、これは当然明らかにしていただく必要があるのですが、一方で、マダラの捕食者であるトド。トドが事実上マダラを餌にしている野生生物なのですが、このトドについても、実は、いわゆる採捕管理を行っているということでございます。

それで、トド管理基本方針というのを5か年計画を立てて、現在ですと3,015頭を5年間で採捕するという枠組みになっているわけです。ですから、単年度だと603頭。そのうち、混獲等でやむを得ず獲れてしまうものを除いて、積極的にハンターが獲るという頭数が503頭いるわけです。この503頭については、現状、そのときのトドの来遊

状況、時化とか、様々な要因で獲り切れなかった分については、翌年度に20%、100頭については上乗せしていいことになっているわけです。

ご存じのように、トドはロシア海域から南下してくるわけですが、当然、陸上に上がって生活しておりますので、頭数はきちんと分かっています。それで、どれだけの量が南下してくるか、どれだけの量をハンターが仕留められるかということにかかってくるのですが、頭数が分かっているながらも、そのときの自然状況、回遊ルート、時化とか、そういった要因で獲れないことも間々あるわけです。ですから、そういうプロであっても相当なアローワンスを取って、5か年で3,000頭獲るという枠組みにしているわけです。

一方で、マダラについては、まだ、またがり資源のこととか、実際にどれだけのものが系群の間で移動しているか分からないにもかかわらず、日本海でいいますと、例えば資料4-2の13ページのところで1万3,400トンという形で枠は決められていて、これはあくまでも単年度なわけですね。ですから、単年度獲り残したとしても翌年度の部分については若干の考慮はするということで、ほかの魚種もありましたけれども、明らかに単年度ということであれば、極めて安全率を掛けて、数量を抑え込んだ形になっているわけです。仮にこれを5年間のブロック・クォータ制であれば、単年度当たりの量も増えますし、さらに、ほかの年で獲り残した分についても5年間の中で融通が利く。

というようなこともできるので、少なくともトドのほうで圧倒的に頭数が把握できていて、なおかつ、ここで水産庁さんが示された数字よりも自由度の高い管理が構築されている。捕食者のトドがそういう状況で、マダラと密接に関係しているので、不確定要素がある中で、トドに比べてさらに厳しい枠組みにするというのはやはり問題かと思っておりますので、単年度でこれだけがちっと枠をはめるということではなくて、例えばブロック・クォータ制も検討してみる。ステップ方式でやるのであれば、それぐらいの懐の深い取組をするべきではないかと思っております。

この辺について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○永田室長 ご意見ありがとうございます。

生態や寿命などが異なるトドとマダラを比較するのが適切か、トドの管理の方法がそのまま当てはめられるのかどうか分かりませんが、今、既存のTAC魚種も含めて、過剰な規制にならないように、資源評価の不確実性、想定外の来遊、加入などに対応する柔軟な運用をというものをいろいろと考えて、提案もさせていただいているところなののご存じかと思います。

その中で、現状どのような資源評価が行われているか、管理においてどのようなオプションを取り得るか、柔軟に運用したときのリスクをどう考えるかというのは、それぞれ資源によって状況は必ずしも同じではないのですが、資源管理に悪影響がない範囲でどのようなことができるのかということは考えていきたいと思っています。

そういうことを前提として、マダラ北海道の2資源については、先ほど小濱が説明したような運用の形でまずはやってみてはどうかということで提案させていただいております。例えば繰越しとか、5年間でのブロック・クォータにすると、極端な話、リスクとしては、5年分を1年で獲り切ったらどうなるのかというようなことまで考えなければいけない。さすがにそんなことはあり得ないですが、何%までであれば前後の年でも獲れるような仕組みを作つくれるのか、そのような仕組みとしたときにどの程度のリスクがあるのか、それを計算できるのか、いろいろやらなければいけないことがあります。できることはあると思うのですが、逆に、仕組み上、柔軟性を高め過ぎると当初計算されるABCがすごく保守的になって、かえってやりにくいということもあり得ると思うので、そういったバランスの中で、今、我々としてこれが一番いいのではないかという方法を提案させていただいているとご理解いただければと思います。

もちろん、この方法だけではないと思いますし、いろいろな提案、皆さんが考えていらっしゃることもあると思います。これでなければいけない、このやり方以外あり得ないということではないと思っています。

○内山所長 最初に資料4に限定して質問を受けておりましたが、今、資料4の中でも参考3とか資料5に係る質問も出ましたので、改めて、資料4、5全体も含めて質問の範囲としたいと思います。

先ほどの、無限にとらせてもらえとの考え持つ方がおられるという認識に関して、(漁獲枠が)青天井ではないのですよねという確認について、天井はちゃんとあり、現時点では過去10年の最大を試行しているということ。ただし、これが固定という訳ではない。ステップ3に入る前とか適宜適切に見直す機会は設けるという2点をご理解いただければと思います。

○参加者 全体を通してということで、ここまで来たというか、今までスケトウダラもそうだったのですが、ロシアとの資源の往来ということはある程度認知していただいて、それを考慮してステップに入っていくというような話もいただいた。

その中で、資料で見せていただくときなのですが、前回もちょっとお話しさせていただ

いたのですが、例えば日本海であれば、タタール海峡と沿海地方との行き来とか、太平洋側でいけば、当然、南クリルになるのですけれども、ロシアの漁獲実績を把握するのはタイムラグがあるかもしれませんが、ロシア側も漁獲実績に基づいて資源評価を発表していて、それが当然TACに反映されていると思うのです。であれば、日本の漁獲量とロシアのTACの設定を暦年でプロットするぐらいのグラフを出してほしいなど。それで、皆さんでもっと考えていったらどうなのか。もしかしたら、ほんとに日本の漁獲量とロシア側で完全にシンクロしていたら、それは大きく影響を受けているなど推測しやすいですし、我々がこういう論議をするときに、このグラフだけ見ていくと一体全体自分たちがどこにいるのか分からないので、せめてロシア側のTACと比較できるようなグラフを出していただきたいと思います。要望です。

○内山所長 要望として、一回整理したいと思います。

○参加者 スケトウダラなどについていうと、境さんはやってくれているのです。我々が見えるように。ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。

○内山所長 やっておられるという回答ですので、表示に努めます。

ほかにございませんでしょうか。

○参加者 ちょっと確認したいのですが、この配分の試案の部分、これは、この文章に書かれたままでいいという、そういうことですか。結果的に、例えば足りなくなった場合に、この1万3,400トンよりも増えるということでもいいのですね。

○小濱課長 ご質問ありがとうございます。

第1回のときも同じようにご質問いただいたと思うのですが、ここで見込めなかった部分、どれだけか分かりませんが、当初のTACとしては1万3,400トン設定しますが、期中で追加した場合、結果として令和6管理年度のTACが例えば1万6,000トンになると。それが可能な方法として提案させていただいております。

○参加者 だから、簡単に言うと、増えるということでしょ。

○小濱課長 増やすことが可能な方法として出しています。

○参加者 今後ステップ2、ステップ3という段階に入っていくときに、それが結果的に資源量の増大というか、そういう部分にもつながっていくということで解釈してほしいということですね。

○小濱課長 あくまで資源評価の枠組みとは別に、移出入が資源評価で見込めないからこそ追加するという話なので、当然、漁獲量の実績としては資源評価にも使われますので、

評価のほうにも影響は与えると思います。

○参加者 分かりました。

○内山所長 言わずもがなでございますが、当初のTACを超えて配分する可能性があるという回答ですけど、じゃあ国は幾らでも配分してくれるから獲ろうということを意図しているわけではございませんので、そこは、これまでの資源管理に取り組みつつ、何かあった場合の柔軟な対応という形で提案させていただいているということだけはご理解いただければと思います。

○参加者 そもそも数字が決められていて、一応資源管理をする。だから、例えば現実にまだ資源があって、獲れるというような状況になったときに、この計算したTACの数量よりも多いということは、今現在の計算よりも資源がまだまだあるというようなことで解釈してよろしいですねと聞いているのです。

○小濱課長 そうですね。実際に、当初計算した資源評価の結果よりも大量に獲れるという漁業者さんの肌感覚もあって、それも含めて、じゃあTACを追加しないといけないですねということです。

余り難しく言わないように頑張りますが、将来的に過去の資源量についてもう一度答え合わせをしたときに、当初計算していた資源量よりも多かったですねという結果にはなり得るということです。

そういうご指摘でいいですね。

○参加者 そうです。そういうふうに解釈してよろしいということですね。

○小濱課長 そうですね。

○参加者 何でもこういうことを言うかということ、資源という部分の中で今までこういうふうに説明を受けて、我々現場とすれば、その部分に疑問を持っている中で、現実的に今のステップ1の段階の中で獲れるということなのだから、これからステップ2、ステップ3に入っていく段階でちゃんと評価してもらわなかったら。そのことを確認したいのです。

○小濱課長 ステップ1、2に限らず、仮にステップ3を卒業したとしても、このやり方自体は、これがいいねという話になれば、当然続けていくということで考えております。

○参加者 分かりました。

○内山所長 ほかにありますでしょうか。

○参加者 素朴な質問というか、実際我々沖に行って、漁業者である中で、このよく言っているまたがり資源に対してどうも納得いかない部分があるのです。

それは、去年の暮れ、11月後半から12月、1月、2月、3月と全く獲れていない。この原因は何かというと、やはりロシアのトロール漁船、これがここ何年間ですごくトン数が増えたことで、漁期も長く、その分数量も多い。これが、最終的には同じまたがり資源。

そして、この漁場というのは四島周辺だと。四島周辺は、昔からタラの好漁場、主力だと。ロシアのトロール船も、2月いっぱい操業していたと。これは、結果として先獲りだと。

全ての漁、サンマでも何でもそうだけれど、やっぱり日本近海に来ない。これも、違いかも分からないけれども、ほぼ先獲りだと。先獲りされることによって、我々は漁がない。だから、同じ日本漁船でも、我々は日本海区、隣はロシア海区。その中で、ロシア海区は厳しいのだけれども、今の状態ではそこそこ積んでくる。

我々全く獲れない中で、資源評価というものをどのように出していくのですか。

○上田副部長 資源評価にロシアの漁獲というのは入れておりません。あと、四島付近と根室の辺りできっちり線が引けるわけではない。魚なので、実際にはある程度の行き来はあるとこちらも認識しております。

ただ、評価の場合は、その評価単位、北海道太平洋の資源変動の中心というものを捉えているのではないかと。そういう考え方で、データとしては太平洋の場合は陸奥湾から根室までしか入っていないのですけれども、その評価単位で資源全体としての変動は捉えているという前提でやっております。

ただ、実際には四島付近のある程度の魚の動きはあるであろうという認識は持っておりますが、それを直接的に評価に入れているわけではないということです。

○参加者 ちょっと納得いかないのだけれども、我々もラインのすぐそばからやっていて、もう四十何年もやっている中で、少しだけそういう魚が流れてきているわけではなくて、やっぱり我々獲っているまたがり資源というのは100%流れてきているもので、それを先獲りされる。けれど、我々は何も獲れない。

たまたまこの表では7,000トンも8,000トンも出ているけれども、今後はそういうのは絶対あり得ないと思う。それは、このように先獲りされているから。

ほとんどこの数字は、ロシア海区、四島周辺から来ているタラだということは我々の長年の経験ではっきり言えることだから、それに対して資源評価が一切できないのであるならば、ここは、やっぱり青天井にしてもらわないと困ります。

○小濱課長 今回の実情のご説明、ありがとうございます。

ロシアとの移出入などについて正確にデータもない中で、評価はできないという話でしたが、1回目のときもロシアについてご指摘いただきましたけれども、獲れるときは獲れるし、先獲りされているというご指摘もありましたが、獲れないときは獲れないという、そのときに応じて当初決められた資源評価にうまく反映できていないのであれば、ちゃんと獲れるようにしてほしいというお話だったと思います。

それがまさに予期せぬ加入量の変動とか、今の話はどちらかというと他海域との移出入、ロシア海域との移出入というご指摘だと思うのですが、それも踏まえて柔軟にTACを増やせると。我々の立場で「青天井」とはなかなか言いづらいのですが、皆さんも漁獲能力としての限界は絶対あるので、当然そういう部分で獲れるときに獲ろうというマインドはあると思いますので、そういうものにもちゃんと対応できるように、このやり方を太平洋だけでなく日本海のほうも提案させていただいています。

補足になりますけれども、このやり方については、資料4の最終ページでも示しているとおり、ステップ1に特定水産資源として入るまでに全部このやり方を固定して決めるという話ではなくて、当然、入ってからもちょうと見直していきますよと。そういう議論の場もテーブルも用意しますということで考えておりますので、今のようなお話も含めて実態として今の管理が合っていないということであれば、ぜひご意見をいただいて、見直していきたいと。

それぞれ地域によって違う部分はあると思いますので、そこについては、全体として平仄を合わせなければいけない部分と、そうでない部分があると思いますので、我々も皆さんの話を聞いてやっていきたいと思っております。

○参加者 ありがとうございます。

○内山所長 ウェブ参加の方も含めて、ほかにございますでしょうか。

ウェブのほうで、青森県水産振興課さんから反応があったようです。よろしくお願いいたします。

○参加者 管理の部分に関して、資料4-1の北海道太平洋のほうの参考3-1、TACの配分方法（案）のところでちょっとお伺いしたいのですが、うちが現行水準ということで、目安数量が1,700トンということですが、作シーズン、今シーズンも漁獲量が2,000トンをちょっと超えております。

ここの目安数量を大きく超えそうなどに関しては、県のほうから指導などすることに

なっているとは思いますが、大きく超えない範囲であれば現行水準ということで、ほかの魚種とかでもあれば留保枠で調整という感じになっているとは思いますが、留保枠からの追加配分となると大臣管理区分と北海道区分になると思うのです。

勉強不足で申し訳ないのですが、参考３－１の配分試案に関しても、もし１，７００トンの目安数量を超えとなれば、留保枠での対応となるということでよろしいでしょうか。

○永田室長 これまでのやり方でいいですと、過去３年のシェア、上位から８割までを数量明示にして、それ以外の都道府県は現行水準ということで目安の数量を示すというやり方をしてきております。

現行水準となったところは、その目安を超えないよう努力量はしっかり管理してもらいますというのが基本ではありますが、来遊が多かったというような場合において現行水準の目安を超過してしまうリスク、そこは留保の中でカバーするという考え方です。もちろん、追加の配分を受けて、その数量の中でしっかり管理することを希望されるのであれば、そこは数量明示ということも考えますので、県としてどのような管理をされるかということをよく考えていただきたいと思います。

以上です。

○参加者 ありがとうございます。

うちとして数量明示するかどうかというようなところでは、ちょっとまだあれなのですが、その場合に、多分ちょっと超過しそうな部分に関しては留保の中で対応ということだと思うのです。その場合に、参考３－２で、これもイメージだとは思いますが、北海道知事の一括管理ということで、現行水準の部分の青森県の目安数量を除いた２万２，０００トン北海道のほうに一括配分すると書かれていて、留保枠が、見かけ上というか、ない状況になっているのですが、例えば現行水準の１，７００トンをもし超えそうな場合、次の対応というのはどういうふうになりますでしょうか。

○永田室長 現行水準で目安を超えた場合どうなるのかというところを繰り返し質問されると、だんだん関係するほかの皆さんは不安になってくるのではないかと思います。例えば参考３－２でいいですと、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、仮に北海道において大臣許可漁業と知事許可漁業を道知事が一括して管理するとした場合という絵であって、青森県は青森県で、当然、青森県知事が管理する部分があるというのは従来どおりです。その上で、留保からの追加配分を行うことになるのは数量明示の部分

だけということで、こういう描き方をしています。

確かに、現行水準の超過リスクに備える留保というのがこの絵に描かれていないというのはご指摘のとおりであります。ここは参考3-1と比較した上で追加配分なり留保をどうしていくかというイメージで描いているので、そこまでは記載していなかったですけども、超過リスクに備える留保はある程度持つておく必要があると思っています。

○参加者 分かりました。

うちのほうでも現行水準という中で目安数量が示されている中で、そこに収めるように県としても指導などしていくつもりではあるのですけれども、今シーズンも2,000トンを超えようという現状を踏まえて、超えた場合のリスク対応のところが気になったので、質問させていただいたところです。

以上です。ありがとうございました。

○内山所長 ほかにウェブのほうでご質問等ありますでしょうか。

○小濱課長 北海道漁業調整事務所の小濱ですが、先ほどの青森県さんのご質問の関連で1つ補足させていただきます。

青森県さんが数量明示されるかどうかというのを含めて、ステップ1、2の中で国一括管理として、先ほどの配分方法（案）というのは、あくまで行政のほうで、どういうふうにやったらうまく回るのか試行します。その中で、北海道庁さん、青森県庁さんも入っていただいて、青森県さんの漁獲量が近年2,000トンを超えていることはこちらも承知していますし、さらに増えていく可能性もあるのであれば、数量明示して、道と同じように追加配分を受けることにしたいというような話もステップ期間の中で考えていけると思いますので、こちらから追加配分自体をしてくださいとかやめてくださいという話では全くないです。

ステップ1に入る前に、今すぐ県庁さんに決めていただかないといけないという趣旨ではありませんので、そこも含めて試行しながら、県としてどうされるのか考えていただければいいのではないかと思います。

○内山所長 ほかに、全体的にどうでしょう。何か聞き忘れたとか、確認したいとか、これについてこういうことを言いたいとか。

○参加者 確認と言うとあれなのですけれども、今の方もおっしゃったし、さっき日本海でもありましたけれども、突発的と言うと変ですが、要はどこから入ってくるか分からない移入の群があつて資源が保たれているというか、よくなっている中で、何回も言うけ

れど、もうちょっとその辺が解明できて、ある程度予測されるようになってからの数量管理というわけにはいかないのだろうか。

それで、申し訳ないけれども、分からないことだらけなわけです。分からない中で、先ほど青天井ではないと言ったけれど、TACの管理や数量管理は獲れるのを見ながらやりますみたいな説明なので、どうしてもやれと言うならやるかもしれないけれど、どうもそこが納得がいけないのです。ある程度資源の状態や体制などが現場の皆さんが納得するようなものが出てきていて、じゃあ数量で少しやっていきましょうかというのなら非常に分かりやすいのだけれども、そこがどうも全然落ちないのです。私の体の中に。

それで、さっきも言ったけれど、いろんなまたがりがあっても、移入があって、努力量は減っているというのは多少あるのかもしれないけれど、私が考えるに、移入がすごく多いのだと思うのです。だからこれだけのものになっているような感じがどうもするものだから、何でこう焦って、焦ってと言うと変ですが、数量にこだわるのか。報告関係も含めてですけれども、やることがまだちゃんとあって、こういうことができるようになったから、どうやったらいいか分からないけれど、まずやってみてくださいという説明にしか聞こえないのです。

いつも言わせてもらうけれども、前提が資源評価なわけですよ。漁業者がちゃんと納得した上でTACをやろうというのが大前提にあることが、令和5年度まで来てしまったからあれでしょうけれども、その辺は現場の皆さんがほんとに納得して始めないと。個人的な話ですが、ここだけの論議でほんとにいいのかなという気がするのです。

○永田室長　ご意見ありがとうございます。

この話は1回目のステークホルダー会合のときにもしたかもしれませんが、マダラ北海道の太平洋、日本海、それぞれの資源の分布域の中で皆さんがどの位置にいらっしゃって、どのように資源を利用されているかによって、この資源の見え方が違うところはあると思うのですけれども、私どもとしては、域外からの移入という部分はあるにしても、我が国の水域の中で、産卵場もあり、多くの方が利用するような比較的広く分布している資源があるので、我が国として資源管理にしっかり取り組む意義はあると考えています。

資源評価に関して、まだ精度向上が必要だとか、分からないところがあるというご意見はありましたけれども、決してTAC管理の基とできないようなものではなくて、これに基づいてTAC管理を始めることができる精度のものだと認識しています。そうは言っても、実際によそから来ているのではないかと思われるような急激な資源の増加が見られた

り、といったことへの対応として柔軟な運用を考えています。

これも、先ほど青天井か青天井でないかというような話がありましたけれども、幾らでもTACを追加するから積極的にどんどん獲ろう、極端な話、船を増やして、どんどん漁獲を増やしますかということではなくて、今の北海道の漁業者さんの状況を見たときに、皆さんは資源管理にこれまでも取り組んできていらっしゃると思うし、急激に獲りにいく船が増えるとか、そういう状況ではない中で漁獲量が増えるということは、予測できなかったところから資源が増えているとみなして、必要なTACの追加はしますという考え方でいます。

ですので、来たら獲りたいという方とか、資源管理に取り組んでいるのに追加するとはどういうことだとか、それぞれの立場でいろいろな考え方はあると思いますが、今申し上げたような考え方で、まずは国内での評価をベースとして、そこでカバーできない資源が増えている、見えていなかった部分があるのだということについての対応ということによっていきたいと思っています。

また、移入してきたものは獲り尽くしていいということではなくて、入ってきたものも、日本の水域の中で次の再生産に寄与するということもあると思います。そこは、専門家ではないので、間違っていたら研究サイドから補足していただきたいと思いますが、そういう意味で難しい面、分かっていない面はあるけれども、今できる形で数量管理を始めることを提案させていただいているということです。

○上田副部長 その移入した資源がどうなるかという部分ですけども、全ての可能性があるという回答になると思います。

移動してきたのですけれども、また四島のほうに戻るということもあるでしょうし、一方で、マダラは自分が生まれた産卵場にまた来て産卵するのが多いと言われていますが、場合によっては、来遊してきて、北海道沿岸に産卵に適したタイミングと場所があれば、そこで卵を産むかもしれない。それは、全ての可能性があるなということです。

水揚げされたマダラのどれがどこから来たのか分かれば一番いいのですが、見た目で、このマダラは四島から来たと分かるようなものでもありませんし、そもそも外見で雄か雌か分かりにくい魚ですから、どのマダラがどこから来たのか判別できるようなイメージは今のところ湧きません。標識放流とか、そういう基本的なことをやれば、ある程度の割合とか、そういうものは出てくるかもしれませんが、水揚げされたものがどこから来たのか判別するのは難しいのではないかなというのが正直なところです。

以上です。

○内山所長 資源評価の水準と、それに基づいたTAC管理を導入することへの疑義、これはずっと皆さんからご指摘を受けているところですが、我々としては、本日の資料に書いてありますように、考え得る措置として一つの案を出させていただきました。これにつきましては、この会議だけでなく、この案が本当に妥当なのか、今後の資源評価の状況を見ながら皆さんと検討していく場は確保していくし、今回の中身が永久に固定ではなくて、その後の状況を見て、見直す機会を必ず確保していきたいということでご説明させていただいているところです。

資源評価の水準だけをもってTAC導入をとどまるのはどうなのか。資源管理の必要性については皆さん意見を一にしている中で、今ある材料の中でどこから始められるのかということで、冒頭の説明からさせていただいているところです。

中身の説明について、ここはやっぱり分からないというところをまず片づけましょう。

その辺、まだ残っているところはございますでしょうか。

○参加者 日本海のほうの生産力の議論になるのでしょうかけれども、今の状態は生産力が高いという評価があつて、これから議論だという話がありますが、特に日本海はホッケ、スケトウ、いろんなことをやってきて、今非常に生産力がよくなっているというのは現場でも感じているのですが、それが落ちたときの判断とか、その辺の微妙なところがあつて、それを数量管理されてしまうと、すぐに数量管理に落ちてくるという感覚になるのです。そこは答えははっきり出ないのでしょうかけれども、その辺の判断基準、現場である程度こんなものがあつたらというようなことが例えば参考としてあるのなら、現場のほうにもいろんな情報を取ってもらうということもあるかと思うのです。

○上田副部長 その判断基準は、今の時点で何か決めているものがあるわけではないというのが正直なところです。

現状把握としては、例えば日本海の場合だと、先ほども少し申しましたが、小さな銘柄、いわゆる小型のマダラが増えていて、それが生き残って、全体に増えていたというのはあるのでしょうか、それが、小さい銘柄、小さいマダラが獲れなくなるようなことが起こったらどうなるのか。それが1年だけのことなのか、何年も続くのか。小さいマダラが獲れなくなって、それが1年、2年、3年と続いていくと、今度は大きい銘柄も獲れなくなってくる可能性があつて、それが続くようであれば、何もしないわけにはいかないと思っております。

これは私の個人的な、まだ研究機関でもんだ話ではありません。1年だけだとそういう判断をするには足りないのではないかと思います。今、小さい銘柄が増えていて、それが何年も続いているので生産力が高いという前提を置いているので、その逆ということは、小さいマダラが少ない状態がある程度続かないと、そういう判断に至る検討をするのは難しいのではないかとというのが正直なところです。

ですので、生産力が下がった年に下がりましたという判断をするのは難しいだろうというのが正直なところです。そういう議論は4年前にマイワシなどでもあったわけですが、何か起こったときには早く分かるように、調査研究はするべきであるという認識は持っております。

○内山所長 ほかにございませんか。

○参加者 1つ確認させていただきたいのですが、個人的には、やっぱりこのマダラはTACに入るのは時期尚早かなという気はするのです。

今回説明があったように、7月からTAC管理が導入されて、ステップアップ方式に入っていくという中で、先ほど、協議の場を設けていただけるという話はあったのですが、改めて確認させていただきたいのですが、このステップアップ、7月に入る前にきちんと課題を設定するような場を間違いなく持っていただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○小濱課長 ご質問ありがとうございます。北海道漁業調整事務所の小濱です。

それぞれ課題がいろいろありますので、まずは、それについてどういう場で議論をしていくのか決めるような場をつくりたいと考えています。その先は、それぞれの課題に応じて関係者が集まって議論する場、それを総括する場というような形がいいのではないかと。

場を設けるのはお約束しますが、それをどういう形でつくるのがいいのか、今回お集まりいただいている関係者の方の意見を聞いてつくりたいと思っています。

ある意味それが資料5の最後のページ、今後のスケジュールの表の最後を書いてあるTAC意見交換の場で、その議論がどこまで進んでいて、さらにこういう課題解決ができないとステップ2、ステップ3に入れないねというような形で徐々に進めていく。

今のご質問の趣旨から外れるかもしれませんが、協議の場は設けますが、その場ですぐ解決できる課題ではないと考えていますので、ちゃんと議論の場を設けるという考えであることはしっかりこの場で申し上げたいと思いますし、その現れが資料5の最終ページに書いてある内容と理解いただければと思います。

○参加者 この今後の進め方で、継続した資源・生態調査の実施とかいろいろ盛り込んでいただいて、前よりすごく前向きな表現になっているので大変ありがたいと思っているのですが、やっぱり資源評価の精度の問題とか、先ほど話がありましたとおり、混獲対策とか、被食・捕食の関係もそうですし、もちろん完璧な回答はあり得ないですけども、漁業者がこうした取り組みをしていく中で、ある程度の判断材料というか、それこそ今回のTAC導入も、細かいところは分からないけれども、漁獲の傾向からある程度判断できるというところがあると思うので、少なくとも生態の調査とか被食・捕食も、海域だとか時期だとかというタイミングで腹を割いて、海洋条件なども付記しながら見れば、2年、3年獲ればある程度の傾向は見えてきて、漁業者もある程度の判断はつくと思うのです。そういう課題も今回出てきているので、課題を協議する場を設けていただいて、きちんと課題を設定していただきたいのです。それがあくまでもこの取り組みをしていく中での前提となると思うので、とりあえず場は設けますけれど、どうなるかというのでは困るので、協議の場をきちんと設けていただいて、それが今後のステップアップに反映されるようにやっていただくことを要望したいと思います。

よろしくをお願いします。

○小濱課長 ありがとうございます。

今、資料4の最終ページを見ながらご発言いただいたと思いますが、ご指摘のとおりだと思います。

先ほどの日本海のほうの生産力の話にも係ってきますけれども、資源評価のほうのステップ1以降での確認・検討事項にも書いていますが、目標管理基準値等を検証し、必要に応じて見直すという部分についても、従前から、研究者の出される評価というのはあくまで科学的評価で、それが漁業者さんの感覚と乖離しているのではないかというご指摘もある中で、研究者の方の評価自体を曲げると言ったら言い方はおかしいですけど、それを補填するのが管理の手法だと思うのです。

科学的な知見でやっているものについて感覚論を入れるというのは難しい部分はあると思うのですが、例えば今、生産力が高いので日本海の目標管理基準値がかなり高くなっているのを、生産力が戻ったというのは何年かたたないと分からないところもあって、でも、漁業者さんの肌感覚としては今の目標は高過ぎるのではないかというような話は、永田室長からも先ほど説明がありましたけれども、5年ごとの見直しを待たずにそういうことを議論する場を設けるべきだと思っていますし、それを踏まえてTAC意見交換の場など活

用してシナリオを見直すべきとなれば、その議論の結果は資源管理基本方針に反映させていくという形で、一つ一つ丁寧に進めていきたいと考えております。

○内山所長 中身の話、今のような進め方について、まだこの辺が分からないというところがあれば、ご質問、ご意見いただければと思います。

中身もしくは進め方に対する個別具体的な質問がないようですので、一回ここで休憩させていただきます。

今まで出た意見を整理して、再開させていただきたいと思います。

区切りのいいところで、14時45分再開ということをお願いいたします。

[休 憩]

○内山所長 時間になりましたので、議論を再開させていただきたいと思います。

資料の中身、今までのやり取りの中で、まだ議論、確認をしたいところがないか、最終確認させていただきたいと思います。

○参加者 まだ、この2系の資源評価だとか、なかなか納得しづらいところがあると思うのですけれども、まずお願いします。

留保枠の件ですけれども、1か月に1回集計というのは長過ぎるような感じがしますが、漁業にストップがかからないように、船が止まらないようなことだけはやっていただきたいというのは重ねてお願いしたいと思います。

もう一点が、TACの数量の追加枠の件なのですが、水産政策審議会にかけるとすれば時間が1か月以上かかって、それまでに漁期がなくなってしまうような状況が続くと思うのです。恵まれて、資源が増えた場合において、やはりそういうところは穏便に、水産政策審議会にかける前にそういうことができるというような文章を、括弧書きでもいいけれど、一言書いてもらえれば。

マグロでもそういうことをやっているのです。ですから、そういうことができるのであればそういうふうにしていかないと、水産政策審議会にかけるまで時間がかかる中で漁業の衰退につながるようなことになるので、水産庁には後日承認をいただくというような文章が書けるものであれば、お願いしたいと思っています。

以上です。

○永田室長 ご意見ありがとうございます。

留保からの追加配分にしろ、TACの追加にしろ、それは資源管理上の問題はない状況だという前提での話なので、そこで操業が止まってしまうということはないように、我々も迅速に対応したいと思っています。

参考3-1のところだと、追加配分は、翌月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した上でとか、TACの追加もそのような形で書いていますけれども、その手続にかかる時間を考えたときに、もう少し先も見たほうがいいのかとか、もう少し小まめに状況を把握したほうがいいのかあれば、それによっていろんな負担が増えたり減ったりというのはありますけれども、その中で一番いいバランスは何か月先を見るのかとか、そういうことは考えて、なるべく負担は少なく、かつ操業を止めることがないような対応を、いろいろ試算しながら、一番いいところを見つけていきたいと思っています。

また、水産政策審議会については、おっしゃるとおり、こういうやり方ということで、やり方についてあらかじめご了承ください、具体的な数量は事後報告としているものはあります。留保からの配分、繰越し、そういうことはやってはいるのですが、TACそのものを変えるというのは非常に大きな話なので、そこまでできるかというと、今の時点では正直難しいのではないかと考えておりますが、繰返しになりますけれども、そこで操業を止めることのないように、漁獲の積み上がりなど見ながら早め早めに準備をしてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○内山所長 ほかにございませんか。

○参加者 沿岸のほうの立場からもうよろしくお願いいたします。

クロマグロについてちょっと例を出させていただきますと、北海道、全国的にもそうなのですが、いろんな漁業種類があって、そこで数量をお互いに融通し合いながら、協議しながら決定をしてやっているという状況です。

北海道は、釣り、延縄と定置網ということで、これについてはTAC数量管理委員会というのを設けまして、全道の漁協の代表者に集まっていただいて、数量配分をお互いに協議して決めている。ただ、これでも非常に調整が大変だということです。

マダラについては、さらに漁業種類が多い。いずれTACになったと仮定したときに、この数量をどのような形で皆さんで調整するかということについては、非常にハードルが高いと考えています。

それで、以前、水産庁さんからTACの話で打診があったときも、マダラについては道内で調整するということは極めて難しいのだということで、正直その時点でははっきりと、

導入は勘弁してくれというお話もさせていただきました。

当然、現行法の中で資源管理について全く反対するものではございませんけれども、こういった沿岸漁業の中で複層的に漁業種類を営んでいるという状況についてはしっかりと勘案していただいて、拙速にこのステップを進めるというようなことではなくて、現場実態に合う形で。

先ほどもちょっと申しましたが、やはり配分をするということについては、割れば割るだけ死に枠が出てきますので、そういったことも勘案すれば、時間的な部分で期限切れになって、死に枠が出てしまうということもやっぱり起きるわけですから、枠の部分について相当な余力を持った形での展開をしていただかないと、ほんとの意味で資源管理、有効に資源を活用することにはつながりませんので、そこについての十分なご理解をいただきたいということでございます。

これは、お願いでございます。

○内山所長 ありがとうございます。

○永田室長 ご意見というか、ご要望をいただきましたけれども、まず、このマダラ北海道の資源をどう管理していくかという、大臣管理の漁業としては沖底があって、あとは知事管理の漁業という中で、国が従来どおりの大臣管理と知事管理で分けてやるのか、一括管理を大臣あるいは、北海道においては北海道知事がやるのか。

これは、管理する役所側のシミュレーションとしてステップ1、2の中でやっていきたいと思いますが、逆に言うと、北海道の中で、いわゆる知事が管理している漁業の中でどう配分していくかという話になってくると、それは通常、国というよりは、北海道庁さんがどう調整していくかという話になってくる部分が多いかと思いますが、死に枠は少なくしたいというのは国としても思っていることですので、そこはうまく管理できる方法をつくり上げていく必要はあると思っています。

ご意見はそのとおりだと思うところはありますので、しっかり対応するように、また道庁とも相談しながらやっていきたいと思っています。

○参加者 誤解されてしまうとあれなので、もう一回言いますけれども、沿岸としての実情はお話しさせていただきました。ただ、先ほどから申しているように、このTACの枠で数量を決めるわけですね。そのときに、例えばマグロでも北海道でいつとき大量入網して、6年間、小型魚が採捕停止になったということもございます。これは、やはり単年度で管理するからこういうことが起きたということなので、そういったことも考えてみる

と、あくまで沿岸だけということではなくて、沖合さんも含めてトータルの部分で十分余力のある管理をしていかなければいけないということです。

だから、北海道の中で割ってどうだという、そういう細かい話をしているわけではなくて、たまたま今、実情として北海道の中でこういうことだということは言いましたけれども、漁業者の中でいざこざが起きたりとか、お互いに嫌な思いをしてやり取りするということがないような十分な枠づけをしてくれということです。トータルですね。総体枠の部分でも、やっぱりそういったことをしていただきたいということです。

○永田室長 私がちっと誤解をしていたようで、申し訳ありませんでした。

枠の運用は、しっかり今のご懸念も考えながらやっていきたいと思っております。今日も議論がありましたけれども、想定していなかった加入なり域外からの流入があり得るので、漁獲努力量を急に増やしていない中での漁獲増であれば、資源が多いということだとみなして追加するということを申し上げております。

そういった中での柔軟な運用をやっていきたいと思っておりますし、今の時点では、先ほど言われたような複数年で枠を管理するということは、この資源についてはすぐにはできないのではないかと考えていますが、いろいろと柔軟な方法はあると思っておりますので、しっかり考えていきたいと思っております。

○内山所長 ほかにありますでしょうか。

それでは、議論は出尽くしたのではないかと考えます。

これまでいただいた意見と、それを踏まえた現時点の手前どもの考え方ですが、基本的には、資源評価の水準もしくは外国からのいろんな魚の不確実性を理由に、資源評価の歩みを止めるわけにはいかないと考えております。

かといって、今日手前どもがお出しした資料で全ての課題が抽出されているわけでもございませんし、今日全然回答になっていないというご指摘もあったところです。

資料４－１の１７ページこの提案させていただいた内容をベースを今日いただいた課題を皆さんにフィードバックし、それを基にリニューアルしながら、マダラ北海道の２つの資源についてまずは一步踏み出させていただけないかというのがこちらからの提案でございます。

今の時点で既にこの中で不足している課題もありますので、例えば今日の段階では抜けている部分を再度確認させていただく。それをまた、答えられるところ、整理できるところを形は別として、皆さんにフィードバックさせていただく。それをキャッチボールしな

がら、例えば7月に向け、もしくはその後、引き続き議論を進めていく形でマダラ北海道の2つの資源管理、TAC化を進めさせていただけないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○参加者 先ほどの課題の設定に関して、ちょっと意見させていただきたいのですが、項目的には、この間議論して、課題はある程度明らかになったと思っています。ただ、特に資源評価の精度向上に向けた生態の調査、混獲の対策、被食・捕食の対策ということはかなり重要なポイントになってくるかと思います。

それで、今回、継続した調査を実施していただけるということで記載はされているのですが、ずっとこれから調査していきますという話になっても困るので、短期的に最低限ここまではステップアップをやる中で取り組みましょうということと、今後長い時間をかけてより精度を上げていくために取り組みましょうというような観点から今回出てきたものについて課題を出していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○内山所長 資源評価の精度向上の部分について、具体的に課題となる項目、そのスケジュール感をこの紙に落とせないかというご意見だったと思いますが、それでよろしいですか。

○参加者 はい。

○内山所長 即答は難しいようですので、具体的にどこまで落とせるのか、スケジュール感をどこまで示せるのかというのは検討させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○参加者 何月何日までにどこまでやるとか、そういう細かい話ではなくて、このステップアップを進める中で、短期的にはどこまで最低限取り組みましょうというのを、今日酌み取っていただいて設定していただきたいというのと、継続的・長期的にいろんな部分で精度を上げるためにやっていく取組という部分を出してほしいということで、そこまで厳格に細かくということではないです。

○内山所長 では、少なくとも短期的、中期的に分けた形で、もう少しブレイクダウンしたものを表示することを検討させていただきます。

ほかにありますでしょうか。

○小濱課長 今いただいた話も含めて、では、どういうふうに皆さんにお示しするかという話ですが、先ほど内山が申し上げたとおり、本日の資料4-1、4-2の最終ページに

ある今後の進め方について今の時点でいただいているのは、継続した資源・生態調査の実施、被食・捕食の関係、混獲回避の手法をどういうふうに進めていくのか。

これは私のイメージになるかもしれませんが、例えば毎年、被食・捕食の調査状況について資源評価とは別に説明をする場を設け、それを踏まえて管理をどうするか議論していく。そういうことを入れてほしいというようなお話だったかと思いますので、それについて具体的に資料４－１、４－２、マダラ北海道太平洋及びマダラ北海道日本海の今後の進め方に追記した上で、各団体さん、道庁さん、青森県庁さんを通じて皆さんに再度お示しして、それを基にステップアップの中で個別の課題について議論をしていく場を設けさせていただきたいと考えております。

今、評価の部分だけいただいておりますけれども、管理のほうでも今挙げている課題を検討していくうちに新しい課題など出てくれば、当然それも議論していくというふうに考えております。もし現時点でございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、改めて資料４－１、４－２の今後の進め方について水産庁のほうから案をお示しして、皆さんからいただいた意見をさらに反映し、このように進めていくということで皆さんにお配りしたいと思います。

今後の議論の場については、今後の進め方に沿って開催時期等、持ち方も含めて別途ご相談させていただければと思います。

○内山所長 皆さんすっきりしない顔をされてはいるのですが、一応今の形を一つの本日の会議の整理とさせていただきたいと考えているのですが、よろしいでしょうか。

いずれにしましても、この会議終了後、細かなところを引き続きいろんな形で議論させていただきたいと思います。

最後に、何か。

よろしいですか。

それでは、事務連絡をさせていただきますので、進行を代わります。

○小濱課長 最後に私のほうから、事務的な話で２点お願いがございます。

本日お手元にお配りしている資料につきましては、できればお持ち帰りいただき、必要でなければ机の上に置いて帰っていただければと思います。ホームページでも既に公表している内容でございます。

繰り返しになりますが、本日の概要につきましては、後日、水産庁のホームページにて

公表させていただきますので、本日のやり取りについては議事として残ります。

あと、ごみなどは必ずお持ち帰りいただくようお願いいたします。

それから、1月19日のステークホルダー会合で1点マフラーの落とし物がございました、本日お越しになられている方で自分のだという方がいらっしゃれば、こちらに取りに来ていただければと思います。今日も忘れ物がないように、よろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○小濱課長 それでは、本日は以上となります。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上